
令和7年 3 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和7年3月12日(水曜日)

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 高橋 紳章	4 番 丸山 康夫
5 番 平野 龍彦	6 番 安川 繁典
7 番 入江 政行	8 番 黒川 悟
9 番 鳴海 圭矢	10 番 白水 英至
11 番 藤木 泰	12 番 古賀ひろ子

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 松田 好弘

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	八島 勝行	地域コミュニティ課長	太田 一男
シティプロモーション課長	瓦田 浩一	企画財政課長	工藤 正人
税務課長	田口 嘉輝	会計課長	大神 隆史
住民課長	野田 幸二	健康課長	水野 治也
福祉課長	佐伯 剛美	環境課長	石川 和男

管財課長 …………… 矢野 量久
上下水道課長 …………… 前田 友博
社会教育課長 …………… 竹下 健一

都市整備課長 …………… 藤木 義和
学校教育課長 …………… 川畑 廣典
こどもみらい課長 …… 入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第4号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第1．一般質問

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、一般質問に入ります。

通告に従って質問をお願いします。

通告番号5番。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

おはようございます。

8番、黒川悟です。どうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災から14年が経過し、本当に津波がテレビの画面で映っているのが脳裏から離れません。本当に大変な災害でありました。災害関連死も含めた2万2,000人を超える死者、また行方不明者への思いをなすとき、今もなお深い悲しみを覚えます。犠牲となられた方々と御家族に哀悼の意をささげます。

また、去年は元旦より能登半島地震が発生し、甚大な被害をもたらし、復興のさなかに、本年に入り、各地でまた山火事も多発しており、岩手県大船渡市では、発生した山林火災では26日から12日間延焼し、多くの方が被災され、甚大な被害をもたらしました。また二重被害となった方もおられます。亡くなられた方に対し哀悼の意をささげ、被災された方々にお見舞いと、1日も早い復旧復興を願います。

いつどこで起こるか分からない災害に対し、日ごろの備えの大切さを再認識し、防災・減災対策の重要性を大変に感じたところであり、今後もなお一層、町の安全・安心対策に対し後押ししてまいりたいと決意いたしております。

それでは、今回、ＪＲ宇美駅前広場のにぎわいについて、質問をしてみたいと思います。

町の玄関口でもあるＪＲ宇美駅前広場のにぎわいは、町の活性化には欠かせないと考えています。

にぎわいとは、人が行き交い、楽しく交流する場所で繁栄・繁盛すること、また豊かなになることでもあります。

当町には様々な豊かな自然や歴史、また文化がありますが、観光と商業が結びついておりません。当町は福岡都市圏に位置しており、豊かな自然と宇美八幡宮や大野城跡をはじめとする歴史的・文化的資源があります。しかしながら、観光地としての認知度は低く、町のにぎわいを作る交流人口の増加を図る施策が必要であり、ＪＲ宇美駅前広場のにぎわいの推進が重要だと考えております。

あわせて、ＪＲ宇美駅周辺は交通結節点であり、役場や重要な都市機能も集積しています。ＪＲ宇美駅前広場を活用し、人々が集まり楽しむための利便施設となるように展開していくことがにぎわいの創出につながり、地域の活性化にもつながると考えております。

ひと昔ですが、ＪＲ宇美駅周辺には勝田線もあり、宇美商店街も大変活気に満ちあふれていました。パチンコ屋さん、また映画館などもあったことを記憶しております。また、いろんなお店が軒を連ねていましたが、時代の流れもあり、町の形態も変わってしまいました。

そんな中、令和４年から令和６年にかけて、宇美町商工会の主催で宇美町共働事業提案制度を活用し、宇美商業高校の生徒さんと宇美町出身のデザイナー、八並智子氏のコラボレーションによる作品で、宇美八幡のお宮参りや七五三の様子がマルミカフェさんとすえつぐさん、またマーガレット美容室さんのシャッターに絵が描かれてシャッターアートが完成し、町民の皆様をはじめ宇美駅を利用される方々に大変好評であります。

あわせて、イルミネーション事業も６年目となり、町の活性化につながる重要な事業であり、町の玄関口でもあるＪＲ宇美駅前広場のにぎわいは欠かせない取組だと考えております。

まずはじめに、昨年１０月よりキッチンカー等出店事業が始まり、出店者も徐々に増えてきているようですが、事業の状況と今後のキッチンカー事業が活性化するための事業者への周知や取組の方法、町の取組を御答弁ください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

失礼いたします。シティプロモーション課から回答します。

まずは、いろんな事業、これまでやってきた、御紹介いただきありがとうございます。それでは答弁をさせていただきます。

宇美駅前広場におけるキッチンカー等の出店状況について回答をいたします。昨年１０月から運用を開始いたしまして、約５か月が経過いたしましたものでございます。運用開始に当たりまして、令和５年度の実証実験を行い、それに参加された業者の方につきましては本制度について周知を別途行っております。出店に費用がかかることとなりましたけれども、引き続き出店をされている事業者もあります。利用方法についてはホームページで周知をしているところでございます。

なお、出店状況としましては２月末現在で延べ１６５件、うち町内事業者が６４％を占めております。月平均で３３件、これまでに２２事業者の出店がっております。販売してあるものとしてしましては、焼き芋、ハンバーガー、唐揚げ、コーヒーなどの飲食物のほか、雑貨などの様々なものを販売してあります。出店の時間帯としましては、１０時から１９時が多くなっている状況でございます。冬の期間ということもありまして、出店数は若干減少しておりますけれども、毎年商工会と開催しております企業塾を受講をされた方のスタートアップの場としても活用されていますので、一定の成果は出ておるものと考えております。

その日の出店情報につきましては、町のインスタグラムのストーリーで御紹介をいたしまして、インスタグラムのアカウントを持ってある事業者につきましては、事業者個々のページとリンクをさせています。また、今後につきましても多くの方に利用いただき、駅前広場ににぎわいが生まれるよう継続的に取り組んでまいります。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

私も本当に気になって、いつも駅前広場をのぞいています。毎日、大体何台かのキッチンカーが来られております。今、お聞きしたところでは２月末現在で１６５件、そしてそのうち町内の業者が６４％あるということですが、商工会がしています企業塾のその業者というのは、そのうちどのくらいあるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すみません、確実な数字はちょっと今持ち合わせておりませんが、実際に企業塾を卒業というか、履修された方の出店がっているのは事実でございます、すみません。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

本当に駅前がにぎやかになるために必要な事業だと思っていますので、今後もぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

また、昨年１２月の１日から本年度末までＪＲ宇美駅前広場や駅舎の屋根などにイルミネーションが飾られました。年々活気を増して、本年はバージョンアップされましたが、イルミネーション事業にかかった経費の内訳とランニングコストを教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シテプロモーション課長（瓦田浩一）

お答えいたします。

今年度実施いたしましたイルミネーション事業にかかった経費についてでございますけれども、イルミネーション機器に関しましては、大部分がこれまでに実施してきた商工会との共働事業の際に購入されたものを使用しております。今年度新たに増設した部分といたしまして、待合所を設置しております通路の屋根部分、駅前広場横の有料駐車場の出入口付近に植えられている樹木３本の電飾になります。その増設に伴う延長ケーブルや電源などの部品代を含めると約７５万円の費用がかかっております。これに加えて、設置に関しては高所作業車等が必要になることから電気業者に委託をしておりますので、設置費用として約４５万円がかかっております。

今後も事業を実施するに当たっては、この約４５万円と点灯にかかる電気代がランニングコストとして最低限必要になると考えております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

部品代として約７５万円、今回は新たに通路、そして駅舎の屋根の一部もあったかなと思いますが、有料駐車場の横の樹木に飾り付けがされました。そして、なくてはならない高所作業車、これ電気業者がやっていますけれども、これがやはり電気代と含めて４５万円ぐらいかかっているということでよかったですか、これがもうランニングコストということで今後もかかりますよということですね、はい、分かりました。

このイルミネーション事業は当初、飾ることに対して商工会の会員さんであるネオン業者に最初はデザインの構成からイルミネーションのセッティングまでお願いしていたという経緯があります。しかしながら、ちょうどコロナ禍の真っ最中で、真ただ中でありまして中止となりました。同時期に例年、障子岳で行っております塔ノ尾公園においてのイルミネーションの飾り付け、そのボランティア団体さんが、やはりコロナ禍もあり事業を中止せざるを得なくなり、その状況の中、商工会がイルミネーションの器具をお借りしてＪＲ宇美駅前ですり付けをしたのが、駅

前広場のイルミネーションの始まりといたしますか、私も最初に関わりまして、当初はモニュメントに飾り付けするにはしごを持って行ってやっていたところ、電気業者さんが見るに見かねて、危ないということで、高所作業車を出してくれまして、そこがこの事業の始まりだと私は思っております。その後も多分無償でずっとしていただいたと思うんですけども、やっと予算がついて、ちゃんとしたコストとして認められて、今からイルミネーションがどんどん発達していくことを願うばかりなんです。

その後も、宇美町の共働事業提案制度によって商工会に器具が購入されて、例年飾り付けが行われ、町民の方々や宇美駅を利用される方々から大変高い評価をいただいているところであります。そして去年は先ほど言いましたイルミネーション設置事業が予算化されて、バージョンアップされて6年になるということになります。

その中で、当初は宇美カフェとか生バンド演奏とかキッズダンスなどがイルミネーションの中でとか、広場であったことを本当に大変に盛り上がったことを思い出しますが、町民の方々からイルミネーションの点灯のときに対しては、とても明るくて活気があり、きれいで元気になると本当に大変な評価をいただいています。

その中で、もう少しデザインを工夫できないかという意見もあります。また飾り付けを時々、四季折々の時期に合わせた工夫して、電照を延長することもできないかという意見もあっておりますけれども、その辺は町としての考え、どのように思っているのか見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

お答えいたします。

イルミネーションの、今、いろいろ逆に御説明いただいたんですけども、イルミネーションの点灯期間につきましては、従来の12月から1月中旬であったものを、今年度につきましてはやはり1月末まで延長をして実施をさせていただきました。イルミネーションにつきましてはやはり季節感も大事だと思いますので、御協力いただいている商工会とも協議を行いながら、今後とも実施してまいりたいと思っております。

また飾り付けにつきましては、駅舎全体を覆い尽くす装飾をするために相当な費用を要しますし、既存施設や樹木を生かしながらの取り付けとなりますのでなかなか難しい部分もございますけれども、毎年振り返りを行いながら、次年度に向けて協議を行って、少しずつではありますけれどもバージョンアップできればよろしいかと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

イルミネーションもメリハリをつけてということで、また駅舎を覆い尽くすような装飾ではなく、駅舎を覆い尽くすぐらいの装飾はあまりどうなのかなという思いはしますけれども、品よく要所要所、その時期に合わせたバージョンをつくるとか、その辺はちょっと考えていただいて、今後楽しみにしたいと思っております。

次に、先ほど申しましたイベント、子どもさんのキッズダンスとか生バンドの演奏音楽など、そういったことに利用できる交流スペース、これを設けることができないかと、本当に賑います。そういう部分で町の考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

駅前広場につきましては、見てのとおりではございませんけれども、実際手狭なことに加えまして、ロータリーではバスやタクシー、自家用車の往来も多いことから利用者の安全性の確保に課題があると思っております。また近隣には、議員からも言われましたけれども、近隣には住宅、アパートや学習塾もあることから、大勢が集まる大きなイベントというのは、それとか現状以上のスペースを設けることは実質困難というふうに捉えております。

現在は、限られた環境の中、キッチンカーなどの出店によりにぎわいのある交流スペースを設けることができているというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

現在のスペースでは、安全面また近隣の住宅やアパートがあり、学習塾もありますね。今まで同様のＪＲ宇美駅前広場での子どものダンスパフォーマンスや音楽などの開催は適さないということですね。また、これ以上の交流スペースを設けることもできないという回答で、町としてはキッチンカーの出店により、にぎわいがある交流スペースは確保できているという答弁というふうに受け取りました。

本来は、子どもさんたちのダンスやコンサート、また様々なお店が出店されてモニュメントがある広場で人が集まりにぎわっていました。これが本来の駅前広場のにぎわいの創出の形ではないかと考えています。しかし、近隣から苦情が出たことも聞いております。そこで、昨年はＪＡ農協さんの広場をお借りして、商工会が主催して夏祭りが盛大に開催されました。子どもさんを中心とした催しも盛りだくさんで大盛況で、我々の空手道場の演舞もさせていただきました。出

店されたお店も大繁盛でありました。宇美町にこんな人がいたのかとびっくりするくらい、人が集まりました。

そのことからやはり、町のにぎわいを創出する取組は、当町の活性化に欠かせません。近隣に配慮しながら、引き続き盛大に行うべきと考えております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後のことを考えてちょっとお聞きたいたんですが、駅舎に対してのリニューアルについてJRの確認が必要と思いますが、交渉された経緯があるのか、またそれが可能なのか見解をお願ひします。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

駅舎の内外装リニューアルといったような大きなことではございませんけれども、令和4年度に、見られて分かると思うんですけれども、町内の当町事業者を中心とするボランティアの方で、駅前広場のモニュメントとトイレの塗装をしていただいております。町も一緒に塗ってくださる町民の方を募集したところ、親子で複数御参加いただきました。その際、駅舎もどうかとJRに提案をいたしましたけれども、利用者の通行の安全性を考慮され叶わなかったという事実がございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

確かに外部、外から見るとモニュメントも本当にきれいに塗っていただいていますし、トイレもきれいになっております。ただ駅舎の中がいまいち昔のままかなという思いであります。駅前には待合所が新設されまして、町の情報が確認でき、また休憩所としての機能も大変に皆さん助かってあり、評判がいいということでもあります。

例えば、駅舎の中、塗装はできないにしても内部に写真を飾る、宇美町の昔のJRの写真とか宇美八幡の前とか本当に様変わりしています、商店街とか。その辺の昔の写真を飾ったり、学生さんに対する卒業シーズン、入学シーズンにメッセージを飾るとか、皆さんが喜んでいただけるような、また利用者が立ち止まってくれるような取組はできないのかなと、そういったこともできたら面白いなと思っています。

たまに最近テレビで見ますが、駅前ピアノ、宇美町の駅ではピアノを置くことはできませんけれども、ああいったのも本当に最近やるところが増えてまいりましたので、いろんな工夫を凝らして、駅に来られた方が本当に立ち止まってくれる、そういった取組を今後もしていただければ

と思っております。

次に、令和5年11月の全員協議会にて、令和7年に宇美交番を駅前に建設する予定があると説明がありましたが、その進捗をお聞きます。

○議長（古賀ひろ子）

太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

宇美交番の駅前移転につきましては、令和3年の2月に宇美交番のJR宇美駅前への移転及び地域の安全安心センターとしての機能拡充を求める請願が採択され、その後、福岡県警察本部や粕屋警察署との協議を再三にわたり重ねてまいりました。協議の結果、JR宇美駅前ロータリー中央の車両待機場周辺を候補地として、最終的に協議が整ったところでございます。

令和7年2月第9回の福岡県議会定例会におきまして、工事の設計費が令和7年度暫定予算として審議をされ、可決をされたものと承知しており、令和8年度以降において上下水道工事、令和9年度以降において建物の本工事を行う計画で県警本部のほうと調整をしているところでございます。

また新しい情報が入りましたら、改めて所管の委員会等で御報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

交番が移転するということは、3年ぐらいかかって移転できそうな、今の説明ではありました。

その中で宇美交番が、町の景観を損ねないような、駅の中にできるわけですから、まちづくりにマッチングした建物を期待をしたいんですが、そういったデザインについて町のほうから要望はできるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

JR宇美駅は町の玄関口でもあり、町の第一印象となる場所でもございます。このことから無機質なコンクリートの建物ではなく、町のイメージとなるような建物が望ましいと当課としても思っているところであり、その思いについては粕屋署を通して警察本部、県警本部のほうへ提案をしているところでございます。来年度、県警本部において設計を行うにあたりまして、改めて協議をさせていただき、JR宇美駅周辺と調和のとれたデザインとなるよう要望してまいりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

要望していただいて、本当にマッチしたような建物ができればと思います。そういった要望も含めた中で、交番建設にかかる費用、これは全て県の予算で行われると認識でよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

交番建設にかかる費用につきましては県の予算で行われます。ただ建物に関して、形や色など仕様のなものを要望ではなく町から指定をしてしまいますと、その分は町の費用負担がかかる場合がございます。あくまでも場所を提供し、そこに県が建物を建てるというイメージを持っていただければいいかと思います。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

それと1つ気になるのが、駅前には結構バスの往来が多い。ロータリー中央の車両待機場所周辺にできるということですよ。その辺はバスの往来とか朝晩の数多い乗用車の送り迎えもありますが、その辺を考慮した計画になると思うんですけども、見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男）

あそこを利用してある交通事業者のほうとは既に協議を終わっております。しかしながら今後、計画が進んでいきますと、利用される町民の方には改めて周知を行ってまいりたいと思っています。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

J R宇美駅と交番がマッチした造りとなり、町が目印となるようなランドマークとしての機能も有した建物になることを期待するとともに、また無人駅ということもあり、抑止力にもつながり、安全性も確保できると考えています。

最後に当町の中心市街地でもあるJ R宇美駅の駅舎、駅前広場を魅力ある利便施設とするため

の将来の構想について見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子）

瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一）

すいません。この場を借りまして、先ほど質問の中で企業塾の卒業の方が何人ぐらい出店しているかということで、これは調べて分かりましたので先に回答させていただきますけど、3名の方、あえて名前までは申し上げませんが、まんじゅう屋さん、コーヒー屋さん、中華屋さん、そういった方が企業塾を卒業されて、そのままキッチンカーで駅前に出店された実績があるということをお報告させていただきます。

最後と言われました御質問について、回答をいたしたいと思います。

先ほど、地域コミュニティ課から交番移設について御説明をいたしましたけれども、新たに交番が移設されることは、宇美駅周辺の防犯や交通安全対策が強化され、安全で安心なまちづくりにつながるものと考えております。宇美駅また駅前広場につきましては、鉄道、バス、タクシー、ＡＩオンデマンドバス・のるーと、スクールバスなど、複数の交通サービスの交通結節点としての重要な役割と同時に、町の玄関口でもありまして、人々の交流とにぎわいづくりの場という役割を担っております。

さらに魅力の面で申し上げますと、宇美町造園組合さんから寄贈いただいた芝桜も駅前広場を美しく彩っておるところでございます。今後も、町内における地域公共交通の利用が便利に、より快適に、そして持続可能なものとなるような施策や取組を行ってまいります。

あわせて、魅力ある施設とするためにも、ＪＲとの協議は必要となりますけれども、駅舎内においても町の魅力を展示や掲示で発信できることができないか検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

やはりＪＲの宇美駅は本当に町が目印となる場所であります。将来的には役場庁舎などの建て替えもあると思います。それを契機に中心市街地である周辺地域の発展、また地域交通計画に基づいた交通拠点としての整備が進むことで、周辺の町並みなどの環境も変わって、人口減少の歯止めとなればよいと思っています。

今後も町の大事な玄関口であるＪＲ宇美駅を含めた広場と、その周辺とのバランスを考慮しながら、人々の交流とにぎわいの場として快適で持続可能なものとなるような取組が推進されるこ

とを期待して、1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

続けてどうぞ。

○議員（8番 黒川 悟）

続きまして、全ての人が投票しやすい環境づくりをということで質問してまいります。

有権者の利便性を高めるための環境を整備することは、投票率の向上にもつながり、大変重要だと思っています。18歳以上の全ての人は選挙で投票する権利を持っているわけですが、選挙権があってもそれを行使できず、投票行動に参加できない方々がいらっしゃいます。その方たちは障がいを持たれた方やけがをした方、また入院や入所をしている方などであります。投票するまでのハードルは健常者より高いことは確かであります。その権利を担保するため、改めて投票の制度について確認し、現状より投票しやすい環境づくりが必要不可欠であることから、当町の現状、また今後の対応について質問してまいります。

現在、投票の方法としては、期日前投票また不在者投票、郵便投票、在外投票、代理投票、点字投票があります。

はじめに、入院や入所のため投票に行くことが困難な方の投票の方法をお答えください。

○議長（古賀ひろ子）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

まず、入院や入所された方の投票の方法について回答させていただきます。

まず、県の選挙管理委員会が指定しております、病院や老人ホームなどの指定施設に入院または入所されている人で投票所に行くことが困難な方につきましては、当該指定施設の中で不在者投票をすることができます。不在者投票を希望される場合は、入院または入所中の指定施設の長に対しまして不在者投票をしたい旨を申出をしていただき、それによりまして当該指定施設の職員が投票用紙の請求など必要な手続を行います。当該施設の中に設置されました投票所で、不在者投票をしていただくことができます。

なお指定施設等につきましては、令和7年2月20日時点で県内に1,020余りありまして、宇美町内におきましては現在7施設が指定されている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

指定施設これはもう全てではない、町にある施設全てじゃないと思うんですけれども、病院や施設での投票ができることは承知していましたが、全ての病院での投票は難しく、そのほかに方

法として不在者投票ができると思いますけれども、郵便によるこの不在者投票の条件、その方法を教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

郵便等による不在者投票の制度につきましては、身体に重度の障がいのある方や要介護5の方が対象の制度となっております。この制度を利用するためには、あらかじめ選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けていただく必要がございます。投票の方法につきましては、まず投票日の4日程度前までに選挙管理委員会に対しまして、投票用紙等の請求を行っていただきます。その後、投票用紙などが郵便等により選挙人に送付されます。選挙人は自宅等で投票用紙に記入して、投票用封筒に入れ、これを選挙管理委員会に郵便等により送付することで投票をすることができます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。投票所のようなところに1人でいるとパニック状態になってしまうという方もおられます。また投票所のスタッフにうまく説明ができずに、投票を諦めて途中で帰ってしまうことも考えられます。行政は投票環境を整備し、投票の支援が必要な方々に対しても、投票しやすい環境と仕組みづくりに取り組むことは重要です。また、その御家族の御協力も必要であります。そこで、自分で字を書くことのできない方の投票の方法、また同時に視覚に障がいがある方の投票の方法について質問いたします。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

心身の故障、その他の事由によりまして、御自分で候補者の氏名を記載することができない場合につきましては、投票の管理者に申出ることによって代理投票の制度を利用することができます。この中に、今おっしゃられました視覚に障がいがある方も含まれております。この代理投票の制度につきましては、投票所の係員2名が付添いまして、そのうちの1名が御本人の意思に基づいて候補者の氏名を投票所に記載し、もう一名がその場に立ち会って行うこととなっております。

なお、付き添うの家族や介護の人などが代筆することはできないようになっております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

代理投票でできるということでありました。また、聴覚や発声に障がいがある方、そういった方などの困りごとを伝える方法として、コミュニケーションボードを使用している自治体もあります。当町はそのようなことを工夫する考えはありますか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

今、議員がおっしゃられましたコミュニケーションボード、これにつきましては話し言葉によるコミュニケーションを苦手とする方に対して、コミュニケーションの内容をイラスト化し、具体的に示すことによってより円滑な意思疎通を図るための意思の伝達ツールでございまして、投票所においても使い始める自治体が増えてきているということを聞いております。

当町におきましては、これまで聴覚や発声に障がいがある方などから支援を求められた場合につきましては、筆談によって困りごとなどを申出していただき、必要な対応を行ってまいりました。

ただ今回、黒川議員からこの一般質問を受けまして、コミュニケーションボードについて調べさせていただいたところ、筆談よりも円滑に意思疎通を図ることができる方法であるということが分かりました。早速、今月末に執行されます福岡県知事の選挙から導入をさせていただいている状態でございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

早速取り入れていただきまして、ありがとうございました。効果はまだ出ていないでしょうけれども、最終的に御報告いただきたいと思います。

1人で投票できない方たちの対応ですが、家族や介護者が投票所内で支援することは可能なのかどうか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

けがや病気などで付き添いや看護が必要な場合には、御家族や介護者と一緒に投票所に入り必要な支援を行うことができます。しかしながら、誰に投票したのかということとか、どの政党に投票したのかが分からないように投票の秘密を守ること。それから投票に、その御本人以外の方が干渉することを避ける必要がございますので、投票用紙に記入する際や投票する場合には、必

要に応じて投票所の係員が介助することとしております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

それから投票したい候補者を忘れないようにメモした紙や、選挙候補の切り抜きを持ち込むことは可能なのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

投票するために、自らの備忘録として記入したメモを持ち込むことは可能でございます。ただ、メモとしての常識を超えるような大きな紙とか、そのメモを持ってきたものを他の投票人に見せぶらかすと、そういった行為については控えていただくようにしております。

選挙広報につきましては、投票所の中で閲覧するのは控えていただいておりますので、もしも選挙公報を持ってきた場合はメモに転記していただいて、中に入ってくださいことを考えております。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。18歳以上の全ての人が選挙で投票する権利を持っています。しかし、選挙権があっても行使できず、投票行動に参加できない人々があります。それは重度の障がいを持たれた方々です。投票するまでのハードルは健常者に比べれば格段に高いことは言うまでもありません。そのハードルを低くするための手段として重要な役割を果たすのが、投票支援カードであります。実際に使用されている自治体があります。

例えば、札幌市で導入されています投票支援カードの例では、A4サイズの少し大きめのシートで3つの質問が書かれており、まず1、会話ができる。メモができる。指差しができる、のどれかに丸をします。次に、2、投票所の案内が必要か。3、自分で投票用紙に書くことができるのかという質問に、それぞれ、はい、いいえで答えます。また、質問1で会話ができる。メモができる。指差しができる。どのようなコミュニケーション方法が良いかを伝え、質問2では付き添いが必要かどうかの意思表示をします。さらに、質問3では、代理投票の申請を希望するかどうかを伝えられるようになっています。

投票支援カードの作成のきっかけは当事者の声で、知的障がいがある子どもとその家族を支援する札幌市手をつなぐ育成会の提案で生まれました。提案に携わった1人、育成会の事務局長の

お話では、私の息子は自閉症で、順番に並んだり1か所にとどまって待ったりするような行動は苦手です。一々説明しなくても、手伝ってほしいことがすぐに分かってもらえたらどんなに気持ち楽だろうかと思いました。障がいがある人が選挙に行きやすくなるにはどうしたらよいのか、考えてできたのがこのカードであったんですとのことでした。育成会は、札幌市選挙管理委員会と協議して、2014年から障がいがある人たちが投票の仕組みを学ぶ模擬投票を行ってきました。選挙管理委員会に投票支援カードを提案してみたところ、すぐに導入が決まり、カードは書く人も見る人も使いやすいよう簡素な内容を目指したそうです。質問は選択式にしている、丸をつけるだけで必要な支援を受けられるように工夫され、導入以来、投票支援カードを使って投票し、パニックのような状態にはならず、投票を諦めて途中で帰ってしまうこともなく、カードで支援が必要なことを伝え、投票所のスタッフに付き添ってもらって一票を投じているそうです。

以前、これまで成年被後見人の投票は、不正防止の観点からむしろ結果的に投票しないように仕向けられていました。これからはいかに投票してもらえるかという視点で、困難を抱える人でも投票できる仕組みに重点を置くべきだとの考えでもあります。公職選挙法ができて70年が経ちますが、成年被後見人の投票が実質的に認められたのは2013年と、ごく最近であります。選挙権の行使は、基本的人権の中でも最も重要な権利であり、民主主義の根幹をなす事項の1つであると言うまでもありません。そのため、各地の選挙権の回復を求める裁判が起こされ、これを違憲と提訴した成年被後見人が続々と勝訴し、2013年の公職選挙法改正で制限が撤廃されたという経緯があります。

そういったことで、公職選挙法が1950年に施行され、70年が経過し、ようやく認められたということです。この方たちも一票を投じることによって、自分の意思で表示でき、社会のために役に立つことになります。有権者全ての方が投票所で投票がスムーズにできるよう、当町も投票支援カードの導入を提案したいと思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

八島課長。

○総務課長（八島勝行）

今、御説明がありました投票支援カードにつきましては、投票所で支援が必要な方がこれを利用することによって、口頭で説明をすることなく、必要な支援をスムーズに受けることができるようになるものと私も考えております。この投票支援カードにつきましても、先ほどのコミュニケーションボードと同様に、黒川議員からの質問を受けまして、早速、今執行されておりますが、福岡県知事の選挙のほうから導入させていただいているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

早速、素早い対応ありがとうございました。もう、それ以上何も言うことはありません。

全ての町民が平等に選挙ができ、また誰もが投票しやすい環境となり、投票率が上昇することを願い、質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

8番、黒川議員の一般質問を終わります。

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時48分休憩

.....

11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号6番。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

3番、高橋紳章でございます。

本日の一般質問は、宇美町に子どもの居場所をとということで質問したいと思います。子どもの居場所とはどういうものかといいますと、放課後や休日に、子どもたちが自由に集まって思い思いに過ごしたり、遊んだりすることのできる場所であると。本来ならば、子どもの居場所は子ども自身が作り、あるいは見つけていくものでありますが、現在の子どもたちは状況から考えると、あえて大人が子どもの居場所を開設し、そして子どもたちを見守っていく必要があると考えます。

近隣においては、志免・粕屋にも子ども児童館というものがございます。また、篠栗においては、各小学校区に3つの児童館がございます。やまぼと、たけのこ、すぎのこといった施設がございます。この施設は町内で小学校に隣接されて設置されてまして、放課後に子どもたちが自由に出入りできるような施設になっております。強いて言えば学童保育も兼ねて設置されてますので、子どもたちがたくさんの居場所を求めて、そこで勉強したり遊んだりということをやっているということにあります。

ここは、基本的には日・祭日は休みでございますが、3つある児童館のうち1つだけは祭日も開設されているというふうに聞いております。また、1日の大体利用される方っていうのが児童・保護者を含め100名から200名程度の方が利用されている。その中には、保護者も乳幼児の子どももたくさん参加されているということを聞いております。

そこで、質問に入りたいと思いますが、昨年宇美町におきまして、11月に宇美町教育の日に町内小中学校が参加したこども会議では、子どもが学べて語れる空間が欲しい、学校をボール遊

びや室内で遊べるように開放してほしい、地域の人に勉強などを教えてほしいなど、子どもの居場所についての意見が数多く寄せられております。

本町におきましては、就学前の子どもが遊べる場所は充実してきているが、子どもたちの意見のとおり、小学生以上の子どもたちの居場所が少ないと感じています。そこで、今回は子どもが自由に利用できる居場所づくりについて問います。

まず最初に、こども会議の提言を受けて、新たに子どもたちの居場所を設ける計画は、お答えください。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

こども基本法の基本理念でございます、こどもまんなか社会をもとに策定する宇美町こども計画におきましては、子ども、若者の視点を重視いたしまして、幅広い意見を聴取しながら計画づくりを行ってまいりました。オンライン意見箱や若者トークカフェ、こども会議を通じて小・中学生から受けた提言は、先ほど議員おっしゃいましたように、学校や体育館、南町民センターなど、今ある町内の施設を有効に利用して、勉強であったり遊びであったり、地域の方々と触れ合ったりしながら学ぶ場所や集える場所が欲しいという提案で、どれも宇美町の子どもが笑顔になるための思いやアイデアが詰まっているものでございました。この提案を受けまして、3月に完成する宇美町こども計画の中に、こども、若者の居場所づくりとして具体的な施策に反映をしておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

3月に完成するこども計画の中の具体的な取組について、もう少し詳しく教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

具体的には、2つのこどもの居場所づくりを事業として既に実施、それから今後計画をしております。

1つは、既に3月3日から実施しておりますエンジョイうみでございます。これは宇美中学校のパソコン教室を利用しまして、教員経験の町職員2名を配置し、町内小学生から高校生までを対象として、勉強やカードゲーム、相談、談話ができる居場所を提供するものでございます。予約制で令和8年3月までの平日の利用となっております。3月11日火曜日現在でございますが、

延べ40人の利用がっており、参加した児童生徒は宿題や読書など、自分で決めた活動を楽しむ姿や複数人でカードゲームを楽しむなどの姿が見られています。

2つは、令和7年度の当初予算に計上させていただいておりますが、地域こどもの生活支援強化事業の実施を計画しております。これは地域にある場所を活用いたしまして、安全・安心で気軽に立ち寄ることができる場所を設けるとともに、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる相談の仕組みを作ることにより、支援体制や見守りを図ることを目的としたものでございます。

こども会議の提案後の居場所の実施をしたもの、それからまた新たに計画するものについては以上となります。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

ありがとうございます。その中で、支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる相談の仕組みを作り、支援体制や見守りを図ることを目的とありますが、具体的にはどのような支援体制や見守りを考えてあるか、お答えください。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

先ほど申し上げました、地域こどもの生活支援強化事業では、コーディネーターを1名配置いたしまして、中高生が気軽に相談できる体制を整備するとともに、支援が必要な中高生を把握した場合には、保護者やこども家庭センターなどと情報共有を行い、連携しながら適切な対応を図ることとしております。またその他の支援として、必要に応じて文房具や生理用品などの生活に必要なものの提供や、フードパントリーなどによる食事の提供なども行うことも計画しております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

ありがとうございます。その中で、就学前のお子さんの相談に来られた保護者が、小・中学生の兄弟姉妹を連れてくることも想定されると思うが、そのときの対応はどのようにお考えですか。お聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

その場合の相談対応といたしましては、令和6年4月に開設いたしましたこども家庭センター、こちらのほうで相談支援が対応できるものと思っております。こども家庭センターでは、子育て世帯からの相談はもとより、妊産婦、子ども自身からの相談支援を行っております。御質問にあります兄弟児を連れて来られた場合などにつきましては、こども家庭センターでは親子交流スペースを設けており、センター内ではW i — F i の環境もございますので、子どもは交流スペースで自由に過ごすことができますので、子どもを遊ばせながらゆっくりと保護者が相談できる環境が整えられております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

そのセンターには親子交流スペースが設けられるということで、非常に子どもたちも安心して、保護者も利用できるのではないかと考えます。

次に、町内には数多くの施設がありますが、その既存の施設を利用し、活用し、さらに居場所を増やす考えはございますか。お答え願います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

小中学生からの提案の中にも、学校や体育館、南町民センターなど、今ある町内の施設を有効活用して、地域の人と一緒に将来の夢や目標のために学びたいと、こういう思いがございました。小学生が自分で行ける居場所となると、各小学校区単位に設置することが望ましいと思いますが、先ほど申し上げました地域こどもの生活支援強化事業、また3月3日から宇美中学校で開設いたしましたエンジョイうみ、これらの利用状況や成果と課題を整理し、また子どもからの意見を聴取しながら、今後の居場所の数は考えていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

はい、分かりました。南町民センターや学校の体育館を利用して、そういう施設を利用し、活動していくということなので。

続きまして、それに対して利用状況や成果と課題についての整理は、いつ頃までにまとめて考えようとしているのかお答えください。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

宇美中学校のパソコン教室を利用して開設をいたしておりますエンジョイうみにつきましては、先ほど申し上げましたように、開設期間を令和8年3月までの平日といたしております。1年程度かけて内容を検証し、成果と課題を明らかにしていくこととしております。

また、先ほど申し上げました地域こどもの生活支援強化事業、これ新年度の新たな事業になりますけれども、こちらにつきましては、継続的に実施していく事業であるというふうに考えておりますので、7年度の成果と課題を8年度事業に反映できるように、随時その把握に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

ぜひとも、この生活支援強化事業を7年度内に計画を立てていただき、8年度に反映できるように努力していただければと思っております。

続きまして、町内の5つの小学校がありますが、全ての小学校で空き教室や運動場を学童保育と兼ねて活用できるお考えはございませんでしょうか。お答え願います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

学童保育ということですので、学校教育課のほうから回答をさせていただきたいと思います。学校の空き教室などを利用して、子どもの居場所にするということに関しましては、先ほど、こどもみらい課長から話がありました宇美中で今行っているエンジョイうみがまさしくそういった居場所づくりになっているものというふうに考えております。

全ての学校でそういった居場所づくりが充実できればというふうに思いますが、御質問の学童保育と兼ねるという部分に関しましては、学童は保護者が安心して仕事に従事することができるために設置してあるものですので、棲み分けは必要ではないかというふうに考えます。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

当然、学童保育とのすみ分けは必要であります。一部のスペースを開放し、出入りする子どもたちの勉強や読書の場として利用できないかというふうに考えておりますけれども、近隣でいえば篠栗の児童館では学童保育と併用で、実際実施されていると。そこには、一般の学童保育以

外の子どもたちも出入りできているということなので、その辺りを可能にできないのかということにお答えできませんか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

今現在、学童が例えば外遊びをする際に、ほか、学童じゃない子どもたちがいた場合、これは学童とそれから学童以外の児童を分けるようなことはしておりません。一緒に遊んだりするということは可能だということです。また言われてある勉強、また読書などに使用できるフリースペース等があった場合には、一緒に利用することは可能だというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

この居場所というのは新たに設けようと思えば、かなりの費用がかかってくると考えられますので、既存のそういうふうな場所をうまく利用活用できれば一番いいじゃないかと思います。

続きまして、子どもの居場所づくりを推進していく必要があると考えますが、それに対する構想や伴う課題などの見解をお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

こども会議で町長に提案されましたように、今回、子どもたちが既存の施設で地域の方と安全で安心に過ごせる居場所を望む声が多くあるということが、改めて分かりました。居場所づくりの今後の構想といたしましては、すぐにでも小学校区や中学校区単位に居場所を設けて、全ての子どもが利用できる環境を整えるということが望ましいというふうには考えておりますが、まずは先ほど申し上げました2つの事業を実施し、成果や課題などを整理いたしまして、それを基に今後の事業展開につなげていきたいというふうに思っております。

全ての子どもが集える場所を提供することは、一朝一夕にできるというものではございませんけれども、居場所に限らず子どもからの提案や意見の中で、重要なものは1つでも実現していき、子ども自身が町の事業に参画できる仕組みを積み重ねていくことが必要であるというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

分かりました。早急に、その事業の成果と課題を整理していただき、1日でも早く子どもたちが自由に利用できるような施設を作っていただくことを期待しております。

最後の質問になりますけれども、それに対してお答えいただければと思いますが。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

大変貴重な意見ありがとうございます。これらの事業を通じまして、またこれらの事業を起点として、子どもが安心して過ごせる場所ができ、学べる、集える、語れる居場所、またそこに地域の方々が関わっていただけるような居場所が提供できるよう、努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

ぜひとも、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、町長にお聞きしたいと思います。こども会議で出席されて、子どもの中から子どもの居場所が欲しいとの意見が多く上がったことについての、町長御自身のお考えをお聞かせください。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

先ほど来、子どもの居場所についてのお話があっておりまして、実は子どもの居場所ってという言葉、新しいようですけど実は古くからあります。私、文部科学省に出向してたときに、私の隣の島は子どもの居場所づくり推進室という係がありまして、その頃から国も力を入れておったというふうに考えております。

御質問の11月9日のこども会議では、子どもたちが安全な場所である学校や自治公民館などの公共施設で、勉強や遊び、スポーツなどを地域の方々から学びたいということが改めて分かりました。こども会議で提案を受けた私は、会場と各小中学校からオンラインで参加してくれていた子どもたちに、次のように伝えました。

宇美町には3,232人の小中学生がいて、町の人口の9%に当たります。町を構成する大切なメンバーだと思っています。そのメンバーである皆さんが、自分たちの町を良くするための手法を主体的に考えることは、とても大切なことです。大人が決めたことだけを漫然と受け入れるのではなく、今回の提案のように課題を見つけた上で、解決策を主体的に提案することはとても

すばらしいことだと思います。

続けて、たくさんの意見を聞かせてくれたことに対する感謝の気持ちを伝えたわけですが、ホスト会場で提案された3つの提案と各中学校からの22の提案は、どれも子どもたちが笑顔になるための考えが詰まっていて、私もなるほどなというふうなところがたくさんありました。

核家族化、少子化で地域とのつながりが希薄になっている中で、まさに今ある施設を利用して勉強であったり、遊びであったりを地域の方々と触れ合いながらということ、ここで私が特に思ったのは、地域の方々から学びたいというのが子どもたちの中から出てきた。ここが、私は非常に感銘を受けたところでございます。そしてこのこども会議の最後に町として取り組むべきと判断したことは、作成中のこども会議に必ず取り入れますよということを、子どもたちに約束をしたところです。

こども計画は令和7年からの5年間で計画年度としているわけですが、このこども会議を中心に進めてくれた中学3年生が、在校している間に1つでも子どもたちの居場所を実現したいという思いから、3月3日に宇美中学校にエンジョイうみという施設を開設したわけです。毎日新聞にも大きく取り上げていただいたので、御覧になられたかもしれません。このエンジョイうみという名前も宇美中学校の子どもたちがつけてくれました。このエンジョイうみで町の歴史や文化遊びや勉強、今悩んでいることや自分の将来のことなど、様々なことを地域の方と学んでいただきたいというふうに思っております。

先ほど、利用者のところで40人が、決して私は多いとは思いませんけれども、少しずつ増えていってほしい。私も開所式のときに行ったんですけれども、中学校ですけれども、宇美小学校からも子どもさんが参加してくれていました。中学校に小学生が入るというのも非常に有効なことじゃないかなというふうに思っていますし、あとは地域の方々にどのようにこの取組に絡んでいただくか、関係していただくかというのが課題となってくるんじゃないかなというふうに思っております。

また、先月ですけれども、会議の際に約束したフィードバックをビデオメッセージとして、児童一人一人の端末に配信をしたところです。子どもたちの思いを受け止めて実現した提案を伝えて、今年度の学びの締めくくりとするとともに、宇美町の未来をつくるのは君たちです。これからも宇美町を良くするためのたくさんの意見を聞かせてください、待ってます。という私の思いを伝えました。

今後、実現できる事業についてはスピード感を持って着手いたしますし、現在の成果と課題を明らかにして、よりよい事業展開を行っていきたいと思っております。

既存の施設を利用した居場所を増やしていくためには、今、実施しています中央公民館であるとか、そういったところを例えばハピネスで実施できないかとか、例えば宇美中学校だけで、井

野小学校の子どもが来る、宇美東小学校の子が来る、原田の子が来るというのはなかなか困難です。そういう意味では、子どもの居場所づくりを増やしていくことが、子どもたちが居場所に集える一番の近道であろうというふうに思いますので、こういったところも子どもたちの意見に耳を傾けながら、積極的に展開していきたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子）

高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章）

答弁ありがとうございます。次世代を担う子どもたちが、今後の宇美の将来を担う構成員であるということに耳を傾けていただき、ありがとうございます。いろんな施策を今後とも早期に実施できるように御期待申し上げまして、私の一般質問は終わります。

○議長（古賀ひろ子）

3番、高橋議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（古賀ひろ子）

通告番号7番。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

議席番号5番、平野龍彦でございます。本日の質問のテーマは3つあります。

長年、大人が中心となって作ってきたこの大人社会を、こどもまんなか社会へと作り変えていかなければならない。2点目、そのためには急速に進行している少子化現象のトレンドを2030年までに反転させなければなりません。3点目、本町の伴走型支援、こども・子育て支援対策のさらなるアップデートをしなければなりません。この3つのテーマに沿って、質問を進めてまいりたいと思っております。町長、教育長、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずはじめに、2023年4月の1日にこども家庭庁は、こども基本法に基づきまして、こどもまんなか社会の実現を目指すために、御存じのとおりこども大綱を公表いたしました。また、同年12月22日には、政府は、こども未来戦略加速化プランといったものを次々に閣議決定をいたしました。いわゆる、これらが異次元の子育て支援策と言われるものであります。

こども大綱は、簡単に言いますと1点目、切れ目のない異次元のこども・子育て支援策の充実を図ること。2点目は、その結果として少子化トレンドに歯止めをかけることといった趣旨になるかと思います。さらに具体的に言えば、子どもや若者そして子育て世帯の視点に立つこと、子ども一人一人の意見を聞くこと、それを必ず取組み、政策に反映すること、さらには社会全体で応援をすることです。

では早速、最初の質問をいたします。①の人口動態について伺いたいと思います。本町の出生

数、自然増減、社会増減、そして合計特殊出生率、人口について伺いたいと思います。なおかつ、近隣自治体のデータも含めて御回答願えればと思います。

○議長（古賀ひろ子）

野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

人口動態に関する御質問でございますので、住民課より回答させていただきます。

まず出生数につきましては、令和6年分の住民基本台帳年報のデータを基に、糟屋郡内の状況を回答いたします。宇美町が221人、篠栗町が233人、志免町が332人、須恵町が199人、新宮町が200人、久山町が70人、粕屋町が495人となっております。

続きまして、自然増減と社会増減でございますが、自然増減については出生・死亡による増減を、社会増減については転入・転出等による増減を集計したもので、これにつきましても令和6年中の状況を回答いたします。

まず自然増減ですが、郡内で最も増加数が多いのは粕屋町で63人増となっております。当町は201人減で郡内で最も減少数が多くなっております。

次に、社会増減ですが、郡内で最も増加数が多いのは篠栗町で206人増となっております。当町は80人増で郡内では4番目となっております。

それから合計特殊出生率でございますが、こちらは、令和6年4月に厚生労働省が公表しております人口動態統計特殊報告をもとに糟屋郡内の状況を回答いたします。宇美町が1.54、篠栗町が1.63、志免町が1.63、須恵町が1.71、新宮町が1.77、久山町が1.67、粕屋町が1.9となっており、参考ですが福岡県全体では1.4となっております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

人口減となっている要因ですね、分析、そして住民課として、この人口減の対策について、どのように捉えられているのか回答を願います。

○議長（古賀ひろ子）

野田課長。

○住民課長（野田幸二）

当町の過去5年間の自然増減数と社会増減数の推移を見てみますと、社会増減数は一貫して転入者数が転出者数を上回っており、転入超過の状態が続いておりますが、自然増減数につきましては、一貫して出生数が死亡者数を下回る状況が続いております。社会増の人数を自然減の人数

が上回っていることから、人口減少の傾向が続いている状況です。当町の現状としましては、高齢者の割合が非常に高いという状況で、しばらくは死亡者が減少することは考えにくいと思いますので、人口を増加させるためには、転入者や出生数の増加が必要であると考えております。

なお当課でのこども・子育て支援の取組として、子どもの健康保持と子育て世帯への経済的負担の軽減を図るため、令和6年4月から子ども医療費の助成を拡充しております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

次に進みます。御案内のとおり少子化というのは、我が国が直面する最大の危機であります。厚労省の公表では、昨年に生まれた子どもの出生数は全国で72万人、過去最小の記録、ピークでありました出生数270万人の3分の1以下まで減少をしています。また昨年の合計特殊出生率は1.15、過去最低です。少子化のスピードが加速をしています。

したがって政府は、次のような見解を述べています。1点目、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済社会のシステムの維持は難しくなり、我が国は国際社会における存在感を失う恐れがある。2点目、2030年代に入ると我が国の若年人口は、現在より倍速で急減することになり、少子化はもはや歯止めがきかない状況になる。つまり2030年代に入るまでのこの5年間で、こうした少子化傾向を反転させることができるかどうかのラストチャンスである、少子化対策が待ったなしの瀬戸際にあるといった見解を述べています。

このような背景を踏まえまして、本町におきましては数多くの伴走型による子ども支援、子育て支援を展開してきましたが、残念ながら出生者数よりも死亡者数が多いことにより、人口は現在3万6,878人でしたか、3万7,000人をついに割り込みました。このように本町の少子化現象というのは、将来の本町の人口減少を加速化させていくことが安易に予測ができます。

そこで2番目の質問に入ります。経済的支援と伴走型支援になりますが、矢継ぎ早に数点伺ってまいります。こども家庭センターは、こども基本法に基づきまして昨年の4月の1日から本町においても、こども・子育て世帯への支援の拠点として、司令塔としてこども家庭センターがスタートいたしました。妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を行ってきたこのセンターには授乳室があります。親子トイレが完備され個室相談室もあります。もちろん、子どもを遊ばせるスペースもあります。このセンターは、子育て世帯が寄りつきやすい設計となっているとともに、職員による子ども目線での対応には多くのお母さんたちが大変喜んでおられます。まもなく1年を迎えるわけですが、稼働状況、相談件数とか、また効果について伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

令和6年4月に、こども家庭センターのほうを開設させていただいております。こども家庭センターでは、先ほど議員がおっしゃいましたように、妊娠期、子育て世帯、子どもに至るまでのワンストップでアクセスできる窓口となっております。また、今、詳細に御紹介いただきましたけれども、個室、相談室、授乳室、親子トイレ、子どもを遊ばせながら相談できるスペースというものを設置をいたしております。

現状につきましては、開庁時間での来所相談、それから電話相談を始めといたしまして、毎月25日には夜間相談窓口を開設をいたしております。また、2月のホームページのリニューアルに合わせまして、メールでの相談体制を図ったところでございます。1月までの相談件数といたしましては、全ての妊産婦、子育て家庭からの相談等につきましては延べ440件、それから支援が必要な妊産婦や子育て家庭及び子どもからの相談等につきましては延べ733件、合わせて1,173件ということになっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

次は、うみパックについて伺います。令和5年からスタートしたと思います。妊産婦応援事業になりますが、このうみパックの利用状況、また効果について伺います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

こちらは、令和5年度から始めました事業でございます。妊娠中から出産後の母体の回復、それから育児不安の軽減を図るために支援を必要とする妊産婦さん個々の状況に合わせて、必要なサービスを組み合わせることによって、上限4万円まで利用ができるという事業になっております。

サービスの内容といたしましては、次の5つとなります。1つは妊産婦タクシー利用料助成、2つは妊産婦ヘルパー利用料助成、3つは産後ケア利用料助成、4つは産前産後サポート相談、5つは、こちらは令和6年度新たに追加したサービスでございますが、ファミリー・サポート・センター利用料助成の5つとなります。

令和6年度の利用状況といたしましては、令和7年1月末現在で申し上げますと、産後ケアが実利用者数57名で延べ件数103件、それからタクシーの実利用者数が5名で延べ22件、へ

ルパーの利用者数が2名で延べ件数25件、ファミリー・サポート・センター利用者数は1名となっております。件数といたしましては、前年度の利用件数を上回る見込みとなっておりますのでございます。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

この2年間でメニューが1件増えたということ、今5件事業メニューがあるようですが、メニューを増やす考えについて伺います。たしか2年前に黒川議員が産後ドゥーラを質問したと思います。当時の飯西課長からもメニューに取り入れることができるという回答だったと思います。メニュー追加、そしてお母さん方からの依頼があつてますけど、ミルク、おむつ、お尻拭き、この辺りのメニューも追加できればと思っています。と言いますのは、うみパックの予算が全部消化できているのかなど。今、件数聞いてちょっと暗算で計算したんですけど、少し余っているのではないかと、そういったこともありまして、メニューの追加についてのお考えを伺います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

メニューでございますが、先ほど申し上げましたように令和5年度から開始した事業でございまして、当初4つのメニューで事業を実施いたしましたけれども、令和6年度にファミリー・サポート・センターの利用料の助成をメニューとして追加をいたしております。まずはこの5つのメニューについて、しっかりと成果等を見ていきたいというふうに考えております。それから産後ドゥーラについてでございますが、産後ドゥーラは産前・産後の心身の安定や母体の回復、赤ちゃんとの生活のスムーズな導入を目的に寄り添える方で、産後ドゥーラ協会が指定した養成講座を受けた方が家事や育児サポートをしてくれるというものになります。妊産婦応援事業では、産後ドゥーラによる家事支援などを利用された場合には償還払いになりますが、利用することは可能でございます。ですので改めて産後ドゥーラというメニューというよりも、それを使われた方につきましては御利用ができるというものになっております。

それから、おむつ、ミルク、お尻拭きについてでございますが、このうみパック、妊産婦応援事業の目的といたしましては、先ほど申し上げましたように妊娠中から出産後の母体の回復、それから育児の不安の軽減を図るための支援ということになります。妊産婦さん個々の状況に応じて必要なサービスを組み合わせて、上限4万円までできる事業ということで、先ほど申し上げさせていただきました。

育児に必要なおむつやミルクの購入費用をうみパック、こちらの事業で賄うということは事業

の目的に合致しないところがございますので、これらにつきましては経済的支援を目的といたしました出産子育て応援給付金、こちらを給付いたしておりますので、こちらのほうで購入費用で充当していただければというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

それと、利用期間について伺います。産後2か月までとなっていたと思います。産後2か月から1年、篠栗町ではたしか1年、利用期間が1年まで。当町においても利用期間の延長のお考えについて伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

産後ケアにつきましては、母体の回復を主な目的としておりまして、現在実施の事業では産後8週までの期間ということで限らせていただいております。この期間におけるケアが最も効果的というふうにされております。ヘルパー利用助成、ファミリー・サポート・センター利用助成も含めて、今後も利用者の声や先ほど言われました、他自治体の状況を踏まえた上で、期間については柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

次に行きます。次は出産・子育て応援給付金について伺います。これは糟屋郡の中でも一番に始めた事業でございます。過去2年間実施してきたと思いますが、実績とまた効果について少しお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

この事業は、令和5年1月から開始した事業となります。妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援の充実を図るとともに、経済的支援として妊娠、出産された子育て家庭に、出産・子育て応援給付金を支給しております。支給額といたしましては、それぞれで5万円ということでございます。

これまでの支給状況でございますが、令和4年度に594件、金額として2,970万円。それから令和5年度は480件、金額として2,400万円。令和6年度2月末まででございます。

が418件、金額として2,090万円、これまでの事業開始からこれまでの合計といたしまして1,492件、金額として7,460万円となっております。

効果といたしましては、妊娠から出産後は経済的にも非常に負担がかかるものでございますので、給付金の支給により経済的不安軽減が図られたのではないかなというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

では、継続について伺います。令和7年・8年・9年と継続のお考えについて伺いたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

令和7年度以降につきましては、この事業名が妊婦支援給付金ということに事業名が変わります。しかしながら、同様の支給を実施してまいります。この妊婦支援給付金も全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する事業の1つでございますので、国が示す方向に従いまして当然、当町も次年度以降も続けていく予定であるというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

次は、うみによんというアプリケーションについて伺います。

うみによんという語源をちょっと調べてみたんですけど、「うみ」と「みによん」、みによんというのはフランス語ですね、かわいいとか親切とか幸せ、すてきな名称だなと思いました。

これは、令和2年から運用を始めて5年ほどがたちます。健診などの情報のプッシュ通知、それと子育て当事者からのアンケートを取るなど、子育て世帯とリモートでつながる最も有効なアプリケーションであります。現在の登録件数などの活用状況、そして効果を伺います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

子育て応援アプリうみによんにつきまして、名前の由来などを御紹介いただきましてありがとうございます。

このうみによんにつきましては、子育てに関するお知らせやイベント情報、予防接種の予定日をスマートフォンのプッシュ通知で受け取ることができまして、乳幼児健診の託児の予約等もで

きるものとなっております。

令和2年7月から運用を開始いたしまして、現在の登録者数は、令和7年2月末現在で1,570件というふうになっております。

母子健康手帳交付時に全ての妊婦さんに登録をしていただいております。妊娠期から子育て期における情報発信や、妊娠8か月にはアンケートなども実施をしておるところでございます。

リアルタイムに予防接種や乳幼児健診の情報を確認できる環境を整えておるところでございます。

効果といたしましては、令和5年度においては、乳幼児健診時の受診率も向上しておりますので、このうみによんに関しては、一定の効果があつたものではないかというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

今後のこのアプリケーションのアップデートについての考えについて伺います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

アップデートでございますが、具体的に今こういった機能を追加するというものは持ち合わせておりませんが、利用者からの声を反映いたしまして、今年度は乳幼児健診時の託児予約機能を追加したところでございます。

今後も、利用者の声を聞きながらアップデートを行いまして、利用される方がより機能を充実、利用者にとってより使いやすい機能を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

それでは、幼児教育・保育料の無償化について伺いたいと思います。

既に国により3歳から5歳児の幼児教育・保育料の無償化は始まっておりますが、まだゼロから2歳児の幼児教育・保育料に対しての経済的負担は、今のところ少し手薄となっております。

この質問は、たしか2年前の3月の定例会で行ったと思います。そのときの回答は、国の動向を注視するといったことだったと思います。この2年間どのように注視をされたのか、どのように検討されたのか、まずは試算をしたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

試算でございますが、まず初めに、第2子無償化を試算した考え方についてちょっと整理をさせていただきたいというふうに思います。

現制度では、国の制度の下、小学校就学前児童が2人以上同時に保育所等を利用する場合には、利用児童のうち最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無償となっております。

一方で、他自治体で実施しております保育料の第2子無償化については、先ほど申しあげました小学校就学前の児童が2人以上同時に保育所等を利用する要件はなく、兄弟児の年齢制限を設けずに、生計を同一にしているお子さんのうち、最年長の子どもから第1子、第2子とカウントし、第2子以降のゼロから2歳児クラスに該当する子どもが対象となります。

よって、同時に保育所に入所しているという要件は、ほとんどの自治体で実施している無償化については、適用されていない状況でございます。

試算といたしましては、現制度で第2子半額該当者の試算ではなく、他自治体で実施しております第2子無償化で試算をしております。これを基に試算をしたところ、第2子以降の無償化を実施した場合につきましては、年間6,000万円程度の歳出が増える試算となっております。この費用につきましては、全て町単費での支出となるものでございます。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

やはりゼロから2歳児は、経済的支援が少し手薄になっていると思います。糟屋郡の中では、1件この無償化に踏み切った自治体があります、御存じでしょうか。それは新宮町ですね。新宮町は5か月前、昨年10月に無償化を発表しました、宣言いたしました。国の動向を待たずにできたんです。やろうと思えばできる決断力だと思います。国のこども大綱を踏まえての実施だと思います。国のこども未来戦略や加速化プランを待つことなく、先行した形となりました。この無償化を本町の目玉として実施はできないものかと思います。いかがでしょうか。

未来への投資ということで、子どもの未来への投資、これは子どもが成長したときに必ず返ってくると思います。時間はかかりますね。10年では無理、やっぱり20年、30年ぐらいかかるかもしれませんが、無償化の決断をいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

福岡県内で完全無償化、または第2子以降の無償化を実施している自治体は、福岡市、北九州市を含め14の自治体で実施され、議員が言われましたように、糟屋地区では令和6年10月から新宮町で実施をされております。

当町で第2子無償化を実施した場合には、様々な課題が考えられると思います。1つは、待機児童の問題でございます。令和6年度におきましては、待機児童が年度当初13名となりまして、これ3年ぶりに待機児童が発生をしたものでございます。このことにつきましては、当町においては保育需要がまだまだ高いということがうかがえるものでございます。

また、第2子以降の無償化を実施した自治体におきましては、保育所等への申し込みが増えたというような例もございます。当町の待機児童解消が長期において見通しが立たないと、無償化後の保育ニーズに対応できず、結果として待機児童が発生し続ける可能性があるものと考えられます。

2つは、先ほど申し上げました年間6,000万円程度の歳出が増えるという点でございます。第2子無償化を実施するとなれば、国の補助等安定した財源が必要になるのではないかと考えております。現時点では検討の余地がないというものではございませんが、第7次宇美町総合計画にも示しておりますように、待機児童ゼロの継続のための取組を最優先事項として進めてまいりたいというふうに思っております。

第2子保育料の無償化につきましては、先ほど申し上げましたように試算は行っておりますが、引き続き国の動向や他自治体に注視しながら判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

では、決断をお待ちいたしておきます。

次に行きます。次は③でございます、公園造りとなります。

本町には、都市公園法に基づく公園が何と52か所ありますが、公園造りといいましても、公園は公園でもランドマークとなり得る公園を指しております。親子連れに限らず、誰もが自由に行きたいときにいつでも遊べる公園、公園造りができないものかなと、これは四、五年前に1回公園造りで質問したことを記憶していますが、2回目の質問になると思います。

本町には、顔となる公園が中心市街地には残念ながらありません。特にコロナ禍の中では、公園造りをといった同僚議員の声、高橋議員、安川議員からの声も上がったことを今思い返しております。

宇美町の顔となるようなランドマークとなるような遊び場づくり、公園造り計画すべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和）

公園整備計画でございますので、都市整備課のほうから御回答をさせていただきます。

今議員がおっしゃりましたように、これまでの一般質問で多くの公園造りについて質問を受けております。

先ほど都市公園と申されましたけれども、現在宇美町においては、都市公園法に基づく補助の対象要件となる1人当たりの平米面積が、もう十分満たしておる。そういった状況の中で、なかなか国の国庫補助が受けにくいという状況もございまして、今後国の国庫補助を受けながら公園整備を進めていくという上で、必要不可欠な無計画な公園整備とならないように、令和7年度において町内の公園整備の基本となる計画を立てるということを今検討しております、令和7年度において。

その公園整備計画の中で、議員が今おっしゃいましたランドマーク公園となるような公園、例えばインクルーシブ遊具を備えた公園であるとか、そういった公園整備に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

例えば、宇美公園ですかね、宇美公園とか一本松公園、貴船公園も該当するんですかね、その計画。そのあたりもうちょっと詳しくお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

公園計画を立てた上で補助の対象、国からの補助金の対象となる公園につきましては、2ヘクタール以上の公園ということになります。

今議員おっしゃいましたように、2ヘクタール以上の公園となりますと、風致公園である一本松公園であったり、貴船公園、それから宇美公園、それから陸上競技場も2ヘクタール以上あるんですけれども、あそこは社会教育施設として陸上競技場もありますので、そこはなかなか整備厳しいかなというふうに考えておりますが、現在のところ3つの公園が補助の対象になってきて、整備計画を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

3つの公園の整備計画を立てるということで、令和7年度に整備計画、したがって令和8年度から3分の1、どこかの公園の工事がランドマークとなり得るインクルーシブ遊具を備えた公園ができるという認識というか、方向でよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和）

先ほど4つの公園のお話をさせていただいたと思いますが、今回できるというお約束ではなく、その計画を7年度に立てることを今考えておりますので、その中で議論をさせて——計画の中でしっかりと計画を練りながら、計画を立てて実行していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

それでは、よろしくお願いいたします。

では、次に行きます。こども館とか児童館などの居場所づくりになります。

これは、今回答がありましたんで、割愛しなければならないかなと思っておりますが、少しお時間をください。子育て世帯のお母様からの居場所づくりの声をいただいておりますので、ちょっと読み上げたいと思います。

「子どもが自由に行ける場所、親も安心して行かせられる場所、そしていろんな学年、学校の友達がいる場所、子ども主体で行ける場所、親が行かせる学童とは違い、行きたいときに行ける場所、子どもがやりたいことをやれる場所、大人の見守りがある場所、そんな居場所が欲しい。」小学校4年生のお母様からの生の声、これはエンジョイうみが始まる前にいただいた声でございまして、その後3月3日からエンジョイうみがスタートして、うれしく思っていることだろうと思います、お母さんがですね。

なおかつ、今年からはエンジョイうみ並びに2つの居場所づくりがスタート、展開することになって、子どもの居場所が今後拡充されていくことを期待いたしたいと思います。

ここでは1点、このような居場所で働きたいといった保護者がいます。働ける環境づくり、この辺についてのお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

入江課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

子どもの居場所として実施いたしております、3月3日から実施いたしておりますエンジョイ

うみにつきましては、支援員として町職員2名を配置いたしております。これは、先ほど高橋議員の質問の中でもお答えをさせていただいたところでございます。

また、今後居場所として令和7年度当初予算に計上させていただいています地域子どもの生活支援強化事業というものを計画いたしております。

この事業につきましては、業務委託として事業を展開していこうというふうに考えておりますので、今のところ子どもの居場所で働きたいというこの2つの事業においては、町のほうで雇用するということは予定はございません。

しかしながら、今後こういった居場所を増やしていくという計画の中で、雇用が必要でということであれば、町の規定により募集をしていくということになろうかと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

ここからは、町長へ伺いたいと思います。

国のこども大綱では、社会全体で子育てを応援しようとなっています。政府はこれまでになく地方自治体に対しまして、こどもまんなか社会の実現を強く協力を呼びかけてきております。

そこで、本町ではこれらのことを踏まえまして、幾つものこどもまんなかの施策を適宜宣言し、切れ目なく発信をしてきております。その結果、今年度の妊娠数は前年度の2割アップと、初のV字回復という話を2日前に、補正予算のときに聞きました。

また、第7次総合計画の基本目標の1番には、「子どもは、宇美町の宝ですと書いています。そして、子どもを安心して産み育てることができるよう、町全体で子育てを応援し、子どもの育ちに関わる人のすべてが、笑顔で子育てできる“子育てのまちうみ”を目指します」となっております。

目的は、ここにあります。やはりこのままもしも少子化が続くことになれば、宇美町の未来はないと思います。国もそうでありますけど。町長は必ずや不退転の決意と覚悟を持って少子化対策に向けて、スピード感を持って政策の実行を今以上に確実に進めることになると期待をしております。

次の2期目においても、こどもファーストの施策を、こどもまんなかの施策を展開し続けていただきたいと心より思っております。

そこで、町長の現在の胸の内、さらには今後のこどもまんなか社会の実現に向けての考え方を、町民の皆様にお話ししていただければと思います、いかがでしょうか。私ではなく、未来の子どもたちへ発信をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

先ほどのエンジョイうみの話もそうでございますけれども、子ども政策については非常に力を入れてきたところでございます。常々私は職員に対して、その政策、今立案しようとしている政策が町民のためになるのかということをしっかり考えて、その仕事に取り組んでほしいということをお願いしてきたところです。

その中で、「子育てするなら、宇美町で」のキャッチフレーズの下、子育て政策については特に力を入れて取り組んでまいりましたし、今後もその歩みを止めるつもりはございません。

私が町長に就任しました後に実施しました主な子育て支援施策としましては、妊娠期から出産・子育て期までを一貫した相談支援の充実を図るとともに、経済的支援として妊娠届、出生届後にそれぞれ5万円を支給する出産・子育て応援事業、令和5年度からは妊娠中から出産後の母体の回復、育児不安の軽減を図るため、支援を必要とする妊産婦さんの個々の状況に応じ、必要なサービスを組み合わせて上限4万円まで利用できる妊産婦応援事業、新生児聴覚検査、産婦健診、多胎妊婦健診事業を始めております。

さらには、令和6年4月には、うみハピネス内を改修して全ての妊産婦・子育て世帯、こどもの相談・支援としてこども家庭センターを開設いたしました。

また、昨日には町のホームページのフロントページのアイコンに、宇美町子育て情報サイトを追加し、さらにアクセスしやすく、トップページからダイレクトに子育て情報が見られるようにしたところでございます。

併せて、相談体制の充実として、これまでの面談・電話、また毎月25日の夜間窓口に加えて、そういったものを整備して、より相談しやすい環境を整えてきたところでございます。

このほかにも、子ども医療費の助成制度の拡充につきましては、糟屋郡の町長会において、宇美町は助成の拡充に向けて検討を進めるということを発言したことをきっかけに、郡内の町長会また医師会との協議が進みまして、令和6年4月から子ども医療費の助成制度の拡充を実現することができました。

これまで力強く進めてきた子育て支援事業でございますが、こどもみらい課のみならず、関連課や事業内容も多岐にわたることから、この限られた時間で全てをお話しすることはできませんけれども、私自身がこういった政策を日頃から町内外に発信して、より多くの方に知っていただくことで子育てしやすい町、「子育てするなら、宇美町で」のアピール、こどもまんなか宣言を通り越して、こどもどまんなか宣言になるんじゃないかなというふうに思っています。

先月2月27日の第7回子ども・子育て会議で、計画内容について了承されました宇美町こども計画は、未来と笑顔をうみだす こどもまんなかまちづくりを目標とし、さらには妊娠期・乳

幼児期・学童期・青年期、全年齢とそれぞれのライフステージ別に目標に対しての施策を掲げております。

それを実行していくこと、そしてその結果として少子化の歯止めや出生率の増加、子育て世帯から選ばれる町、人口増などにつながっていくものだと確信をしております。

実際に、本町は近年転入の人口が転出を上回る社会増が続いておりますし、令和6年度はこのままでいくと、前年度と比べて妊娠届出数も増加する見込みであるという報告も受けております。

また、先日公益財団法人の九州経済調査協会の方からお話を聞く機会がありました。九州経済調査協会が国土交通省の不動産情報ライブラリーを使ってまとめた資料によりますと、糟屋郡内の宅地取引、いわゆる宅地売買の面積は、2021年に糟屋郡内のほとんどの町で大きく伸ばしたものの、2023年は新宮町や須恵町で減少し、久山町では大幅に縮小した一方、宇美町や粕屋町では前年を上回ったとの報告がなされております。

また、2023年は、宇美町が糟屋郡内でトップの土地取引が行われた、宅地の取引が行われたとの報告でございました。宅地取引があったということは、住宅供給が堅調に推移する可能性が高いということが言えますし、これはこれまでの子育て政策をはじめ、様々な取組が功を奏しているものと言えると思っております。

これからも「子育てするなら、宇美町で」を合言葉に、選ばれる町を目指して職員と一緒に子育て支援政策を進めてまいりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

2030年までが少子化反転できるかどうかのラストチャンスです。これからもこどもまんなか宣言を発信し続けてもらいたい。

子どもは宇美町の宝です。どうか未来の子どもたちへの投資をお願いして、一般質問を閉じます。

○議長（古賀ひろ子）

5番、平野議員の一般質問を終わります。

ただいまから13時10分まで休憩に入ります。

12時12分休憩

.....

13時10分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

通告番号8番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

2番、安川禎幸です。今回は、地域に密着した課題について質問させていただきます。

私ごとですけど、ひょんなことから地域猫活動に関わることになりました。前の自治会長が亡くなられて、その後一時して環境課のほうから連絡がございまして、「会長さんの後の地域猫のほうはどうなりますか。どなたか継がれますかね」という話でした。

そして、私たち自治会役員だったんですけれども、会長がそういう活動をしているということを知りませんで、いろいろ詳しくお話を聞くと、まだ猫を捕獲して餌やりして管理するということで、とても一人じゃできんよねという話になって、当時その地区の現場に行ってみますと、町道に10匹ぐらい猫が寝そべっていて、車が来てもよけんとか、そういうような状況でした。これはいかんかというところで話合いまして、その近辺の10名ほどでグループをつくりまして、地域猫活動を始めたという経緯がございまして。

始めてみると、まずその猫を捕獲して動物病院に連れて行き、手術を受けさせるというところから始めたんですが、毎週のように猫がかかりまして、2か月で20匹ぐらい捕獲したと。その後、手術した猫の餌場を自治会長宅が提供していただきましたんで餌場にして、そこで見ているというふうな状況でございまして。

なかなか一人ですするというのも大変だったろうなと思うんですけれども、今メンバーでまず猫の捕獲、動物病院の搬送、餌やりとかを当番制にして活動しているというところなんです。

また、最近ですけど、毎週水曜日に猫カフェを始めまして、近所のお年寄りとか子どもたち、また猫の好きな方が自由に寄っていただいているというところなんです。

おかげをもって、だんだんその地域でも野良猫、地域猫も減少しておりまして、少しずつ効果が出ていくなというふうに思うところです。

地域猫活動は、飼い主がいない猫の問題を地域の共通課題として捉え、地域から飼い主がいない猫を減らしていくことを目的としています。本町でも活動団体が増えまして、保護される猫が増加するにつれて、住民の間でも活動についての認知が少しずつ進んでいるというふうに思います。

また、うみねこさんをはじめ、昼夜問わず年間休みなしに活動されている関係の方々には、本当に頭が下がる思いです。

福岡県ワンヘルス推進行動計画の柱の1つ、人と動物の共生社会づくりと、本町の第7次総合計画の基本目標「豊かな自然環境と調和した『心地よい暮らし』をうみだすまち」この中に保護猫活動を推進するということが明記されております。

今回は、地域猫活動の現状と課題についてお尋ねします。

それでは、質問に移ります。最近、野良猫という言葉あまり聞かなくなりましたが、まず地域猫の定義、保護猫・野良猫との違い、それからこの活動の発足からこれまでの経緯についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川環境課長。

○環境課長（石川和男）

失礼いたします。まず、保護猫・地域猫・野良猫、このいずれも飼い主に捨てられたり、迷子になってしまった猫で、その子孫も含まれております。

定義になりますが、保護猫とは動物愛護団体や愛護施設や個人によって一時的に保護された猫のことになります。

次に、地域猫とは地域の理解と協力を得て、地域で管理されている猫のことです。

最後に、野良猫になりますが、管理者がいない外で暮らしている猫のことになります。

続きまして、これまでの地域猫の活動の経緯になりますが、平成26年度に福岡県において、不妊・去勢手術の支援を行う福岡県地域猫活動支援事業が開始されたところです。当町も県事業に合わせまして、同年度に動物愛護団体の協力を得ながら事業を開始しまして、初年度は大名坂の1地域において、県の支援を受け15頭の不妊・去勢手術から始まり、現在に至っております。

県の事業は、当初手術費の全額が県負担となっておりましたが、31年度から市町村への補助金交付事業に移行しまして、補助率が当初は100%だったものが、県内でも地域猫活動を支援する自治体が増加したことから、令和3年度から補助率は上限額が2分の1となり、不足する手術費は町が負担をしているところです。

そのほかの事業といたしまして、令和5年度から町の単独事業として、宇美町地域猫活動支援事業補助金を交付しているところでございます。

補助金の主な対象経費は、不妊・去勢手術の際に要したウイルス検査費や餌代などの飼養管理費となっております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

平成26年からということですから、もう10年になるということですね。地域猫活動は、餌代などの経費もかかりますので、非常に補助金は助かっているということです。

続きまして、本町の地域猫活動の現状についてお尋ねします。

地域猫の活動団体は年々増加しているという報告を受けておりますが、現在の地域猫の活動団体数、地域猫の個体数、それから地域猫を対象とした不妊・去勢手術の件数についてお尋ねしま

す。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

町内における地域猫活動団体数は、現在21の団体が登録をされており、管理されている地域猫数は全体で125頭となっております。

不妊・去勢手術の件数ですが、26年度から令和5年度までに553頭の手術を施しており、今年度は1月末現在で80頭、合計で633頭となっております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。もう100頭手術されているというところですね。

次に、いわゆる地域猫活動というのはどういった活動なのかということをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

活動内容でございますが、飼い主のいない猫たちをどう共生していくのが課題となっております。

その解決の第一歩となるのが、アルファベットでTNRMと呼ばれる活動です。この活動は、トラップ、捕獲器などを用いて猫を一時保護します。次にニューター、不妊・去勢手術を行い、手術済みの目印として猫の耳先をV字カットします。続いてリターン、手術を終えた猫を捕獲した元の場所に戻します。最後にマネジメント、地域のルールに基づいた餌やり、トイレの管理、糞尿の後片づけなどを行います。

このように地域猫活動は、地域住民が協力して行うもので、猫と人間が共存するための取組であり、この活動を通じて地域のコミュニケーションを深めることにもつながると考えております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

分かりやすい説明ありがとうございます。TNRM活動というところですね。

続きまして、地域猫活動の歳入財源としては、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングなどで寄附を募っています。令和6年度の実績をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

地域猫活動に対する支援といったところで、企業版ふるさと納税を実施いたしております。5年度からこの取組を始め、初年度は270万円、そして今年度は現在のところ110万の御寄附を頂いております。

また、ガバメントクラウドファンディングは令和5年度に実施しまして、このプロジェクトに共感いただいた方から約112万円の御寄附を頂いたところです。これらの寄附金は、支援費に活用させていただいておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

クラウドファンディング、企業版ふるさと納税、あるいは御寄附を頂きました企業様、個人の方々に感謝したいというふうに思います。

猫は元来自由な生き物で、かなり広い範囲を行き来します。他地区で活動されている団体と情報交換や活動内容の相談とかができたらいいなというふうに思うところです。

先ほどの報告で、保護猫の活動団体町内に21あるということで増えておりますけれども、そろそろ活動団体のネットワークが必要ではないかと思います。町の考えをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

御質問の地域団体間の連携でございますけれども、お互いに活動報告や情報交換そういったものを行うことで、より効果的な活動が行えるものだと考えます。これらの取組を通じまして、団体間のネットワークが構築できれば、地域猫活動での取り組む環境を整えることができます。

例えば、先ほど冒頭、議員のほうから御紹介いただいた地元での猫カフェ、そういった場を設けて情報交換が行えればというふうに考えております。御提案のネットワークの構築につきましては、団体の意向などを聞き取りながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

答弁ありがとうございます。今、猫カフェの話が出ましたが、ちょっとその話させていただければ。

毎週水曜日、あと不定期で土曜日に開けておりまして、今、提供いただいているお家のお座敷がございまして結構広いスペースに今、猫カフェメンバーの会社の不要になった什器ですね、ソファとかテーブルを持ってきました、かなり何か豪華というか、ちゃんとしたカフェになっているところ。この前、猫好きの方がお見えになられていろいろ話しよったんですけど、「本当、普通営業してある猫カフェに行ったら、何か5,000円ぐらいするんですよね」みたいな話されていて、うちの猫カフェはコーヒー1杯200円、ちゃんと入れたコーヒーを提供しています。もしよろしかったらぜひお越しください。また、そういうふうな会議に活用していただくのも、本当よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、地域猫活動の課題についてお尋ねします。

近年、動物を飼ってある家庭で多頭飼育崩壊という現象が発生しています。町内でも昨年、たくさん猫を飼われている方が亡くなられて、行き先がない30匹以上の猫をうみねこさんが引き取られるという事象が発生しています。

お尋ねしたところ年間五、六件、頭数は少ないというところもあるみたいですけど、発生しているということですが、今後も増加するのではと危惧しています。

この多頭飼育崩壊の対策が必要と思いますが、対策についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

失礼します。当町におきましては、公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術、それからワクチンなどの費用を全額負担するさくらねこ無料不妊手術事業に参加をしております。粕屋保健所、動物愛護団体などと連携しまして、多頭飼育に関しても対応をしているところでございます。

そのほかの対策といたしましては、ペットを飼育する方に対して適正飼育の啓発や助言を行う福岡県ペット飼育支援アドバイザーを派遣する事業がございまして、この事業制度を利用しまして、多頭飼育問題について取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

多頭飼育崩壊する対象の方というのが、高齢の方や、あと生活が困窮していらっしゃる方などが原因で飼育ができなくなるケースもあるというふうに聞いております。例えば、高齢者の訪問事業とか行っているときに気がついたことがあったら、情報を共有するというのも解決の一助になるのではないかと思います。そういうところができたら、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

次の質問です。現在、原田下公民館で毎月定期的に猫の譲渡会を開催しております。開催については経費もかかることから、公共施設での開催はできないかお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

譲渡会を公共施設での開催というところでございますが、以前宇美町の衛生センターを譲渡会の会場として提供していた時期がございます。来場者に場所が分かりづらいとか、そういった理由により会場を変更され、不特定多数の方が来場され人目につきやすい店舗、敷地内の一角を借り受けて現在開催されたり、多くの猫を譲渡できるように動物愛護団体も試行錯誤しながら開催場所を模索している状況でございます。

公共施設の利用につきましては、動物に対するアレルギー等の問題から施設利用が限定されるため、愛護団体との協議を行いながら会場の提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

確かにアレルギーの問題、それからそもそも猫が嫌いだという方もおられると思いますので、難しい面もあると思いますが、検討のほどをお願いします。

ちなみに、原田下で毎週第4日曜日、猫の譲渡会を行っています。なかなかかわいい子猫ちゃんから、結構きれいな成人猫いろいろおります。譲渡する、せんは別として、なかなか心が和んだりしますので、ぜひ一度お越しいただけたらと思います。

続きまして、地域猫活動を通じて町から餌代などの助成を頂いております。地域猫を死亡するまでみとり、個体数を減らしていくという活動の性質上、病気になった猫の治療費、あるいは死亡した際の埋葬料が発生します。この助成についての考えをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

まず、治療費になりますが、先ほど紹介させていただきました町の地域猫活動支援事業の補助制度がございます。管理している地域の猫の頭数によって補助金の上限というのを定めておりますが、飼養管理費の枠内で補助金申請を行っていただければ、対象経費として補助することができます。

次に、埋葬費につきましては、補助金を交付することはできませんが、町のほうで犬猫等の火葬処理業務の委託契約を結んでおりますので、その中で活動団体からの引き取りというのは可能ではないかというふうに考えます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

猫は健康保険がありませんので、非常に病院代が高額になるというところでございます。非常に補助金活用助かります。早速させていただきたいというふうに思います。

そして、保護猫活動で今後重要になってくるのは、住民の方々に対する地域猫活動の理解と周知、それからやはり活動には財源が必要ですので、ふるさと納税あるいは寄附金のPRではないかと思います。町の考えを聞かせてください。

○議長（古賀ひろ子）

石川課長。

○環境課長（石川和男）

PRということで、近年のちょっと町の取組について紹介をさせていただきたいと思います。

令和5年度においては、ケーブルステーション福岡で宇美町地域猫活動グループの現状が放送されました。また、福岡県の公式YouTubeHK T 4 8の福岡撮影中では、町内で地域猫活動を行っている地域が紹介され、現在このYouTube動画は庁舎1階のモニターでも配信を行っているところでございます。

昨年8月には、町の広報紙において原田下自治会にスポットを当てまして、「「ともに」生きる。地域猫活動を知っていますか？」と題して特集を組んだところでございます。

地域猫活動は地域の理解と協力が必要不可欠であるため、広く住民に理解を求める周知活動が重要です。活動の必要性、地域のルール、活動における将来像など様々な媒体でPRすることによって、新たな協力が得られると思います。例えば、地域猫活動の写真展、町のイベント等に併せて周知活動など、新たな取組を行ってまいります。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

先日、健康課の報告で、安川町長が特定健診のPR動画に出演したら、受診率が7%上がったという報告がございました。それで、やはりそういうPR動画って非常に効果があるなというふうに思うんですけど、「おじさまと猫」という漫画は皆さん御存じですかね。

何か人生に疲れたおじさんが、ペットショップで売れ残った猫と心を通わせて立ち直っていく

というようなストーリーで、テレビ版は、そのおじさま役は草刈正雄さんがされていてあるんですけど、ここは草刈正雄にちょっと似てある一木副町長に（笑声）PR動画に出演していただいたらどうか。一木副町長と子猫か何か、そういうコンセプトで何か動画つくったらどうやらかと思いますか、副町長いかがですか。（笑声）

○議長（古賀ひろ子）

一木副町長。

○副町長（一木孝敏）

ありがとうございます。ぜひそういうような場ができましたら、参加したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

快諾いただいてありがとうございます。やはり歳入財源というのは必要ですので、そういったところからやっていく必要があるかなと思うところです。

それじゃ、「豊かな自然環境と調和した『心地よい暮らし』をうみだすまち」の将来像はというところで、最後に町長にお尋ねしますけれども、まずお聞きしますが、町長は犬派ですか、猫派ですか。（笑声）

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

犬好きか猫好きかということでしょうけど、先般、石破総理が訪米してトランプ大統領とお会いになったときに「日本の国会では家庭の質問にはお答えしかねるというのが定型句である」とおっしゃっていましたが、今日は地域猫関係者の方も、また犬好きの方もおられると思いますので、その質問にはお答え差し控えさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

すいません。次は本題の質問に行きますけど、第7次総合計画の基本目標4「豊かな自然環境と調和した『心地よい暮らし』をうみだすまち」の実現に向けて、町長はどのような将来像を描いてあるのか、お考えをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

第7次総合計画の基本目標「豊かな自然環境と調和した『心地よい暮らし』をうみだすまち」の将来像はとの御質問でございますが、まず地域猫活動に関しましては、その基本目標に自然環境の保全と生活環境の向上の中に挙げておりまして、飼い主がいない猫に起因する生活環境被害が生じている現状に鑑みまして、地域猫活動についての町民の理解や協力が得られるよう、ホームページや広報等で啓発を行うとともに、県の制度を用いまして、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費などを助成することを政策の方向性として示しております。

先ほど担当課長が答弁いたしました、宇美町では地域猫のTNR活動を進めて、積極的に問題の解決に取り組んでおります。地域猫活動は、猫を助けたい方と猫に困っている方が住みやすい生活環境をつくるため、お互いに対立するのではなく、歩み寄ることで人と動物の共生社会の実現に向けた意識の高まりが期待されているところでございます。

現代社会におきまして、犬や猫、鳥などの愛玩動物は私たちの生活に潤いや安らぎを与え、今や家族の一員となるほどの重要な存在となっております。

一方で、安易な飼育や遺棄や虐待などが社会問題となっています。また、過度な慣れ合いや不適切な管理により、愛玩動物を介して人獣共通感染症に感染する事例も発生をいたしております。

近年新型コロナウイルス感染症をはじめ、MERS、SARSなど人と動物双方に感染する人獣共通感染症が世界で多発し、人と動物の健康が脅かされております。

そのような中、福岡県ではワンヘルスという考え方のもと様々な事業が展開されております。ワンヘルスとは、人の健康、動物の健康、環境の健全性を1つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地域に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。地域猫活動もワンヘルス推進事業の大切な1つの取組であるということになります。

宇美町では、福岡県のこの考え方に賛同いたしまして、2020年3月に福岡県内の町としては最初にワンヘルス推進宣言を行いました。人と動物の健康及び環境の健全性を守り、次世代に継承していくため、福岡県と連携してこのワンヘルスを推進していくこととしております。

また、四王寺県民の森は、ワンヘルスについて学ぶワンヘルスの森ミュージアムとして整備されるなど、宇美町とも深い関係がございます。

さらには、この4月に開校いたします学びの多様化学校も、学校経営の柱にワンヘルスの推進を掲げております。そのような御縁もあり、私自身が県内の町長としてはただ1人、福岡県のワンヘルス推進協議会の委員として参加をしておりますので、本町の取組についても発信をしてみたいと思っております。

取り留めのない話になりましたが、地域猫活動をはじめ人間と動物の命や健康、環境の健全性

を総合的に捉えることで、分野横断的な課題を解決し、よりよい社会を築いていくことが肝要であると考えておりますので、引き続きの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

ありがとうございます。現在、県知事選の真っ最中ですが、先週金曜日に服部知事がJ Aうみ支所前で演説されました。ワンヘルスの推進というのを力説されていました。

町長の答弁にもありましたが、ワンヘルスの基本理念、人と動物の共生社会づくりをまさに実践しているのが地域猫活動ではないかと思います。町全体から見ますと小さなものかもしれませんが、この小さなものの積み重ねが、心地よい暮らしをうみだすまちにつながるのではないかというふうに思います。

議会でも、平野議員、鳴海議員をはじめ地域猫に関わっている議員もおられます。私たちも応援していきたいというふうに思います。

そしてまた、本日動画を視聴されている皆さん、地域猫活動に賛同いただけましたら、ぜひふるさと納税御寄附をお願いしたいと思います。

第7次総合計画の基本目標「豊かな自然環境と調和した『心地よい暮らし』をうみだすまち」の実現に向けて、ワンヘルスをさらに推進し、未来の宇美町がより一層活気のある町になりますことを祈念いたしまして、1つ目の一般質問を終了いたします。

○議長（古賀ひろ子）

続けてどうぞ。安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

続きまして、2つ目の質問に移ります。宇美町の福祉の取組と将来の展望はでございます。

生活困窮・障がい・疾病など、近年の福祉に対するニーズは多様化・複雑化の一途をたどっており、時代に適合した支援・施策が求められています。

第7次総合計画の基本目標2「支えあい「いきいき」と暮らし続ける『元気』をうみだすまち」の実現に向けて、本町の福祉の取組と将来の展望についてお尋ねします。

それでは、質問に移ります。

民生委員・児童委員は、住民にとっては最も身近な相談相手として各地域で活動されています。日頃からいろいろな住民の方や地域の課題と接して、昼夜問わず汗を流されている姿を見るにつけ、本当に頭が下がる思いです。

また、現代社会の多様化した様々な問題に対応するには、常に新しい制度や法律に精通することも必要だと思います。活動も多岐にわたりますので、御苦勞も伴うのではないかと思います。

民生委員・児童委員の活動の内容についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯福祉課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。福祉課から回答させていただきます。

民生委員・児童委員の方々に関しましては、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員として、自らも地域住民の一員としてそれぞれ担当する区域において、様々な福祉的な相談に応じ、行政や関係機関をはじめ、適切な支援やサービスへのつなぎ役としての役割を担っていただいております。

主な活動の内容としましては、3点挙げさせていただきます。

まず、第1点目ですけれども、住民の居場所づくりや仲間づくり、これを目的としたサロンなどの地域福祉活動。2つ目は、高齢者や障がい児（者）の安否確認や見守りのための訪問活動。3点目は、地域住民の福祉的な相談に乗り、必要に応じて専門機関につないだり、福祉サービス等の情報提供を行う住民支援活動などが挙げられます。

また、その他として、民生委員・児童委員協議会の定例会を月1回役場の中で開催していただいております。その中では、情報交換や課題の共有、また研修会への参加等をしていただいております。民生委員・児童委員の各位が日々資質の向上に努められている状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

はい、よく分かりました。現在、町から委嘱される役職、自治会コミュニティの役員や消防団員など、地域の担い手の成り手がないという状況が続いています。民生委員・児童委員も成り手不足という話も聞いていますが、現在の状況と対策についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。本町の民生委員・児童委員の数は、定数41名に対しまして現在39名の登録となっております。すなわち、欠員が2名出ているというところでございます。

また、併せて主任児童委員の数に関しましては、定数2名に対し1名ということで、こちらも1名欠員が出ている状況でございます。

御質問にあります成り手不足の要因に関しましては、るるあるところでございますが、1つに

関しては70歳現役世代と言われるこの時代におきまして、候補に上がる方の多数の方が現役でお仕事をされている、こういった状況で民生委員・児童委員との両立が難しいという点が挙げられます。

また、近年の社会情勢の変動により、求められる民生委員・児童委員の福祉的な役割が劇的に増えているというような状況から、ボランティアでもありながら、その責務が増大していることがその成り手不足の1つの要因として考えられるものでございます。

これには、仕事をもちながらであっても容易に活動できる環境づくりや、本来の民生委員・児童委員の活動以外に依頼される出事であったり、業務の内容こういったものにつままして過度の負担とならないように、その役割や内容についても精査を行いながら、必要であれば見直しや削減を検討することも肝要であると考えているところであります。

さらには、幅広い世代の方にも活動していただけるように、民生委員・児童委員の活動等について、理解を深めていただける周知や啓発活動を積極的に行うことも重要であると考えております。

いずれにしても、民生委員・児童委員の成り手不足を解消することは、町内の他の役職・役員等と同様に、旧態依然の考え方を払拭して現役世代の方を含め、女性や若い世代の方々の参入を容易にするような仕組みづくり、こういったことを行うことが急務であると感じているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

私の地元に、村上一男さんと言われます伝説の民生委員さんがおられまして、33年間長きにわたって民生委員をされていました。藍綬褒章をもらわれて、その祝賀会の挨拶で長い間大変だったでしょうと聞かれたら、「私は何も特別なことはしておらんばい」と、「普通にやってきたらここまで来ただけ」というふうに語られていました。何か民生委員さんの心意気というのを非常に感じた次第です。

最近は、テレビでCMが流れたりとかしておりますけど、やはり民生委員さんは物すごく大切な存在ですんで、住民の方への民生委員さんの役割とか活動内容のPRが重要ではないかというふうに思います。そのほかの対策もいろいろ打たれているようです。どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、次に障がい福祉の状況についてお尋ねします。

令和5年度の決算を見ますと、性質別歳出において扶助費の割合が27.4%、この歳出の区分の中でも最も高い割合となっています。障がい福祉の中では、障害児施設給付費と障害者自立

支援給付費が年々増加しておりますが、増加の要因と今後の見通しについてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。障害者総合支援法における障害福祉サービスは、18歳未満の年齢は障がい児の対象サービスになります。また、18歳以上の年齢につきましては、障がい者対象のサービスに区分されるというような形になっております。

御質問にあります障害児施設給付費につきましては、給付費の実績においては、令和5年度では前年度比で18%の増、令和6年度の実績見込みにおきましては、さらに前年度比20%増と、右肩上がりのサービス利用が年々続いている状況でございます。

増加の要因としましては、児童発達支援と放課後等デイサービス、これを含む利用者の増加や、学習や行動に困難がある発達障がい児童の数の増加、また発達障害の認知度の広がりによる早期支援につながったことが1つの要因であると考えているところでございます。

次に、障害者自立支援給付費につきましては、実績において令和4年度から前年度比10%超の増加で推移している状況です。特に居宅介護これはホームヘルプですね。あと生活介護これはデイサービスになります。また、就労継続支援事業等は軒並み利用増が続いており、精神障害者をはじめとする全体的な障がい者数の増加と、就労系への支援ニーズが増加していること、これが大きな要因になっていると考えられます。

扶助費に関しましては、その性質上、サービスの利用等に伴う町の負担分を賄わなければならないというものであるため、利用の安定化を図ることや利用の抑制を図ることはできません。これはある意味、障がい者の自立支援を促すことにもつながっておりまして、いい意味での障がい児（者）の完全参加と平等という視点においても、大きな影響を及ぼしているのではないかとと思うところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

非常に分かりやすい説明でした。小中学校では特別支援クラスが増加しておりますし、また保護者さんにいろいろお話を聞いていると、「放課後デイサービスが本当に助かります」という声もたくさん聞いております。今後も増加が見込まれているということですが、これは施策がニーズに追いついたということかなというふうに感じるところでございます。

続けます。次に、第7次総合計画の福祉の現状、課題では、複雑化した相談に対応するための

相談者に寄り添った支援と柔軟な対応が必要とあります。多様化した福祉ニーズに対しての相談窓口体制についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。障害者総合支援法における障がい者の相談支援に関しましては、基本的には障害福祉サービスの利用に係る計画・相談・支援、これに当たります。

分かりやすく言えば、高齢者の介護保険のケアプランに当たるわけですが、障害福祉サービスに関しましては、高齢者の介護保険のケアプランとは若干違いまして、生活全般に寄り添うケアマネジャーという存在がありません。サービスの利用の取りまとめや計画の見直し等に特化した相談支援になっているために、これが非常に分かりにくくなっていることであるわけですが、

さらには、これが身体障害・知的障害、それと精神障害の3障がいに分かれておりまして、また子どもと成人ではサービスのメニューが違う、こういったことも相談事業を複雑にしている要因であると存じます。

町内には、これらをなりわいとする民間の相談事業所も複数存在しますが、本町におきましては福祉サービスのみならず、障害等に係る専門的な相談全般につきましては、糟屋中南部6町におきまして、互いに業務委託を締結し、身体障害と知的障害に関しましては、久山町にあります久山療育園さん、また精神障害に関しましては、志免町に存在する緑風会水戸病院かけはしさんに、多様な障害の特性に合わせた相談体制を整えているところでございます。

また、福祉課の窓口におきましても、保健師の資格を有する職員を中心に、利用者に寄り添う形で相談対応を行っており、専門機関につなぐようなサービスを行っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

福祉課窓口は、ほかの窓口とちょっと性質が違いまして、個々の事例が違っている事例に対応する必要があると、非常に高い水準が必要とされるのかなと思います。その中で、今、分かりやすい窓口になっていると思います。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

続けます。続きまして、大人のひきこもりについてお尋ねします。

半年以上にわたり家族以外と交流せず、自宅にいる40歳から64歳のひきこもりの人は、全国に84万人と推計されています。80代の親が50代の子を養う様子を例えた8050問題は、

かねてから指摘されてきました。

うちの近所にもそういう方がおられていまして、御家族が将来不安に思われたりしていますが、当町における大人のひきこもりの現状についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。まず、ひきこもりの定義につきましてでございますが、6か月以上自室または家から出ない、近所のコンビニや自身の趣味にのみ出かけることができる、こういった方に関しましても、広義のひきこもりと国のほうは定義をしております。

本町では、これまでも民生委員・児童委員を通じてひきこもり者の数の調査を行ったことがありますが、メンタル等の疾病や様々な風評等から、表面化しづらいことが多大にあるのではないかと考えてございます。現在も、ひきこもりの方々に関する数に関しましては、正確な実数の把握ができていないのが実情です。

質問にもあります8050問題のように、親からの支援が困難になることでひきこもりが表面化することがあります。しかしながら、当事者の抜け出す気持ちが働かないことには、福祉的な支援を含め対応・対策ができていくことも、この問題が複雑化している大きな理由の1つであると考えます。

ひきこもりになる理由は人それぞれです。人間関係や仕事、疾病や受験などが挙げられますが、ひきこもりの方の実態把握とアプローチに対する仕組みづくり、これらを構築することも急務であると存じます。

現在は、ひきこもりの相談等にあっては、福祉課の窓口におきまして御家族から当事者が求めているものが仕事なのか、治療なのか、生活環境なのか、こういったことを聞き取りながら、福岡県のひきこもり地域支援センターや県の自立相談支援事業所、こういったところにつなぐことで対応を行っております。

しかしながら、ひきこもりの問題が多様化する中では、将来的には社会福祉法人等への業務委託等を含め、近隣市町村と足並みをそろえながら、町の施策としても検討を深めなければならないと思うところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

またこれからの課題というふうに思います。どうか検討のほどよろしく願いいたします。

それでは、次に行きまして、次は福祉避難所についてお尋ねしますが、災害時における福祉避難所は、これまでうみハピネスとなっておりましたが、令和6年3月に社会福祉法人希望学園と福祉避難所の設置運営に関する協定を町と締結しております。今後の福祉避難所の在り方についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

佐伯課長。

○福祉課長（佐伯剛美）

失礼いたします。本町における現在の福祉避難所は、防災計画上ではうみハピネスとされているところは御承知のとおりでございます。

しかしながら、来年度からは施設が子育てや教育支援に特化される施設になることを鑑みれば、今後は他の施設への変更等も十分に考えられるところであります。

また、重度の障がい児（者）や要介護高齢者等の避難所の受入れに関しましては、近隣の医療施設や介護・障がい者施設など利用協定を締結することも求められているところでございます。

本町では、昨年3月に町内の知的障がい者施設の希望学園様と災害等の有事の際の福祉避難所としての利用協定を締結させていただきました。この福祉避難所は、知的障がい児（者）とその家族が一般の避難所での生活が難しいと思われる際に、町が希望学園との受入れ体制の可否を確認した上で、施設の利用を一時的にお願いするものでございます。

しかしながら、施設はもちろん一度に多くの方を受け入れることは困難でありますので、今後の運営に関してはまだまだ課題が残るところであります。

いずれにしましても、今後近隣の他の施設との協定締結の交渉を続けていくことは必要不可欠であり、重度障がい児（者）や要介護高齢者等への避難所の受入れに係る諸問題に関しては、その対策協議は急務であると思うところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

周辺で協力いただけるところは、多ければ多いほどいいと思いますので、どうかそちらもよろしくお願いします。

それでは、最後に町長にお尋ねします。

第7次総合計画の基本目標の2「支え合い「いきいき」と暮らし続ける『元気』をうみだすまち」の実現に向けて、今後地域で支え合うシステムづくりが求められるのではないかと思います。町長はどのような将来像を描いてあるのか、お考えをお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

まず、冒頭の民生委員・児童委員の活動の件でございますけれども、日頃からまさに本当に昼夜を問わず、住民にとって身近な相談相手として福祉的相談、また支援サービスにつないでいただくなど昼夜を問わず御活躍、活動していただいておりますことに、この場を借りてまずは御礼を申し上げたいというふうに思います。

福祉の現場では、造語ではありますが、地域福祉という考え方がございます。これは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるように、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して、地域社会の福祉課題解決に向けて取り組むというものでございます。

本町における地域福祉とは、やはり地域の実情をまさに熟知しておられる、ただいまもお話に出ましたが、民生委員・児童委員の皆さんをはじめ自治会長、また地域コミュニティ運営協議会の関係者の方々が、行政とのつなぎ役となって行政と社会福祉協議会の福祉的な専門家をつないでいただいて、まさに福祉コミュニティの構築こそが重要かつ不可欠であるというふうに考えております。

よく「人は一人では生きていけない」というふうに言われますが、まさしくこれからの時代は地域で支え合うことは、生き生きと暮らしていくための大切なキーワードでございます。これが地域福祉の原点であろうかと考えているところです。

本町では、一昨年から本格的に災害要支援者の発掘と、これらの方々に対する個別避難計画の作成を行っております。これには、本町が把握しております福祉的な弱者を対象に、社会福祉協議会とともに全件調査を年2回行うというものでございます。

地域に対して個人情報の提供が可能であるという方に対しては、自治会長をはじめ、民生委員・児童委員の方々に情報開示を行いまして、災害等の有事の際に支え合い・助け合いの1つの手段として活用してもらうことを期待しているものでございます。

現在、既に町内で221名の方が登録されている状況ですが、この災害要支援者との関わりと仕組みづくりが地域福祉の理念に合致しているところであり、これらを切り口といたしまして、町行政と社会福祉協議会、さらには地域コミュニティ運営協議会、自治会、民生委員・児童委員の方々との連携を強固にしていくことが、非常に大切であるというふうに考えております。

御質問にあります本町の福祉の将来像に関しましては、福祉サービスの利用が高騰しているという面に関しては、近年の社会福祉の充実という供給力の向上に伴いまして、需要とバランスしている状態にあって、今しばらくサービスの利用の高騰と申しますか、右肩上がりになっていくのではないかとというふうに考えておりますが、本町の第7次の総合計画に挙げております「支え

合い「いきいき」と暮らし続ける『元気』をうみだすまちづくり」における福祉的な思想につきましては、冒頭に申し上げました地域福祉の充実こそが元気を生み出す源であると思うところでございます。

これに今後時間をかけながら、まさに福祉を成熟させていくことが、何よりも本町の特徴である地域と連携した地域福祉の活動の充実につながるものであると確信をいたしております。

福祉の充実は、一朝一夕と進むものではございませんが、町行政、社会福祉協議会、地域の三者の輪を保ちながら、共に福祉の醸成を目指してまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子）

安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

熱い答弁ありがとうございました。やはり町長の答弁でもございましたが、やはり地域で支え合う地域共生社会の実現ということが、一番望まれているのかなというふうに思うところです。その中で、多様化した福祉のコーディネーターとして、民生・児童委員さんの存在がますます重要になってくるのではないかなというふうに思います。今後の民生・児童委員さんの活躍を祈念いたします。

それから本日、福祉課佐伯課長、たくさんの答弁をいただきましたけど、今回の議会で課長職として最後になられます、どうもお疲れさまでした。佐伯課長は、介護保険とか障がい者自立支援制度など、新しい制度の立ち上げのときに尽力されていました。

また、総務課も歴任されまして、非常に御苦労もあったのかなというふうに思うところです。でも、課長は基本パンクロッカーですので、ロックのアティチュードで頑張っていただけだと、今後ともというふうに思います。

併せまして、3月末で役職定年を迎えられる方、また退職される職員の方々、長い間お疲れさまでした。今まで町政を引っ張ってこられましたけど、貴重な知識と経験をお持ちですので、これからも側面からまちづくりの支援をいただけたらと思います。

第7次総合計画の基本目標2「支え合い「いきいき」と暮らし続ける『元気』をうみだすまち」の実現に向けて、地域で支え合う福祉環境のさらなる充実により、未来の宇美町がより一層活気のある町になりますことを心より祈念いたしまして、一般質問を終了します。

御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子）

2番、安川議員の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時04分散会
